

# 第195回 三重県都市計画審議会

## 議事録

令和2年12月23日



## 第 195 回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 令和 2 年 12 月 23 日 (水)
2. 開会時間 午後 1 時 00 分
3. 閉会時間 午後 4 時 00 分
4. 開催場所 アスト津 4 階 アストホール

### 5. 提出議案

- 第 1 8 0 7 号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について  
(松阪市内 産業廃棄物処理施設)
- 第 1 8 0 8 号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について  
(伊賀市内 産業廃棄物処理施設)
- 第 1 8 0 9 号議案 鈴鹿都市計画道路の変更
- 第 1 8 1 0 号議案 亀山都市計画道路の変更
- 第 1 8 1 1 号議案 津都市計画及び安濃都市計画下水道の変更
- 第 1 8 1 2 号議案 いなべ都市計画区域の変更
- 第 1 8 1 3 号議案 いなべ都市計画道路の変更
- 第 1 8 1 4 号議案 桑名都市計画、四日市都市計画及びいなべ都市計画下水道の変更
- 第 1 8 1 5 号議案 いなべ都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における  
建築形態制限の変更
- 第 1 8 1 6 号議案 四日市都市計画区域区分の変更
- 第 1 8 1 7 号議案 松阪都市計画区域区分の変更
- 第 1 8 1 8 号議案 桑名都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 第 1 8 1 9 号議案 四日市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 第 1 8 2 0 号議案 鈴鹿都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 第 1 8 2 1 号議案 いなべ都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 第 1 8 2 2 号議案 亀山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 第 1 8 2 3 号議案 津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 第 1 8 2 4 号議案 松阪都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 第 1 8 2 5 号議案 安濃都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 第 1 8 2 6 号議案 多気都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 第 1 8 2 7 号議案 明和都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

6. 出席委員の議席番号及び氏名

1 番委員	仲林 真子	近畿大学教授		
2 番委員	村山 颯人	東京大学准教授		
3 番委員	松本 幸正	名城大学教授		
4 番委員	浦山 真美	三重県建築士会		
6 番委員	松田 弘子	津商工会議所		
7 番委員	浅沼 小百合	三重県宅地建物取引業協会		
8 番委員	増田 理子	名古屋工業大学教授		
9 番委員	高橋 智	東海財務局津財務事務所長	(代理	加藤 裕二)
10 番委員	堀田 治	中部地方整備局長	(代理	井上 英俊)
11 番委員	朝倉 健司	東海農政局長	(代理	都築 孝彦)
13 番委員	坪井 史憲	中部運輸局長	(代理	鈴木 博行)
14 番委員	岡 素彦	三重県警察本部長	(代理	高橋 康二)
15 番委員	末松 則子	三重県市長会		
17 番委員	川口 円	三重県議会議員		
18 番委員	喜田 健児	三重県議会議員		
19 番委員	廣 耕太郎	三重県議会議員		
20 番委員	山本 佐知子	三重県議会議員		
21 番委員	木津 直樹	三重県議会議員		
22 番委員	舘 直人	三重県議会議員		

## 第195回三重県都市計画審議会

### 1 開会

#### ○司会：都市政策担当 向井次長

出席予定の委員の方々もお揃いになりましたので、ただ今から、第195回三重県都市計画審議会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会を担当いたします、県土整備部都市政策担当次長の向井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 2 あいさつ

#### <あいさつ>

#### ○司会：都市政策担当 向井次長

開会にあたり、県土整備部理事の真弓の方からごあいさつ申し上げます。理事、よろしくお願いいたします。

#### ○県土整備部 真弓理事

県土整備部理事の真弓でございます。

第195回三重県都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

平素は三重県行政とりわけ都市政策行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

委員の皆様には、本日は年末の大変お忙しい中、当審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国において、多数の感染者の発生が続いており、県においても、最大限の警戒感を持って、感染防止対策に取り組んでいるところでございますが、当審議会におきましても、オンラインによる参加や会場における換気など、感染防止対策の徹底を図りながら、会議を開催させていただくこととしております。

本日ご審議いただきます議案は、鈴鹿亀山道路に関する議案、都市計画区域マスタープランの改定に関する議案など全部で21議案と盛りだくさんの内容になってございます。

委員の皆様には、専門的な立場や、日頃の活動でお気づきの点など、様々な視点からのご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### <資料確認>

#### ○司会：都市政策担当 向井次長

はい、ありがとうございました。

さて、本日の審議会では、理事からお話がありましたとおり、ご審議いただきます議案が21

件でございます。

初めにですね、本日の資料について少し確認をさせていただきます。

本日の資料としましては、まず、「事項書」と「三重県都市計画審議会委員幹事名簿」というものを、1枚ずつです。それから、「議案の概要メモ」というホッチキス止めが1部、青色の表紙がついたA4サイズの「議案書」1冊でございます。それから、「第194回三重県都市計画審議会議案の手続状況」、1枚ものでございます。それから、緑色の表紙がついた、「議案説明用資料」1冊。それから、「議案修正資料」、ホッチキス止めのものが1部でございます。それから、「都市計画道路 鈴鹿亀山道路 環境影響評価書 要約書」というものが1冊。最後に、「都市計画道路 鈴鹿亀山道路 環境影響評価書の概要」というものが1冊。

以上でございます。

これらは、リモート参加の方へは一式、事前に配布させていただいており、本日ご臨席の方へは、事前配布のものと、本日お席に配布のものがございますが、不足がございましたら、お教えいただければと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

**○司会：都市政策担当 向井次長**

はい、ありがとうございます。

**<委員紹介>**

**○司会：都市政策担当 向井次長**

それでは続きまして、今回の審議会から、新しくご就任いただきました委員の方を紹介させていただきます。

本日は、欠席されていますけれども、名簿にあります、23番委員の三重県市議会議長会会長、浜口和久様でございます。

伊勢市議会の議長改選に伴う変更でございます。

また、本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、リモートでの参加を少し働きかけさせていただきたいところですね、10名の方にリモートでのご参加をいただいております。

どうぞよろしく願いをいたします。

### **3 議事前手続き**

**<議長選出>**

**○司会：都市政策担当 向井次長**

さて、当計画審議会の会長の松本様には、三重県都市計画審議会条例第6条の規定により、議長を務めていただくこととなります。議長席の方へ移動をお願いいたします。これから先の進行につきまして、どうぞよろしく願いいたします。

※ 松本会長、議長席に移動

### <議事録署名者の指名>

#### ○議長：松本会長

はい。それでは、ただいまから、第 195 回三重県都市計画審議会の議事に入りたいと思います。オンラインの方の参加が 10 名ということで本格的なハイブリッドの開催ということでございます。いろいろあるかもしれませんが、どうぞ協力よろしくお願ひいたします。

それでは、まず審議に入ります前に、本審議会の議事録の署名者 2 名を、三重県都市計画審議会運営要綱第 10 条の規定により、私の方から指名させていただきたいと思います。

本日は、第 6 番委員松田委員と、それから第 20 番委員の山本委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

### <出席者数報告>

#### ○議長：松本会長

それでは本日出席されています委員の人数につきまして事務局からご報告をお願いいたします。

#### ○事務局：都市政策担当 向井次長

はい、報告いたします。委員総数 24 名のうち、リモート参加の方及び委任状の提出がありました 5 名の代理出席を含めまして、19 名の委員のご出席をいただいております。

#### ○議長：松本会長

はい、ありがとうございます。ただいまご報告ありましたとおり、出席されています委員の人数が、委員総数の 2 分の 1 以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして本審議会は成立いたしました。

### <会議の公開・非公開>

#### ○議長：松本会長

議案の審議に入ります前に、まず審議の公開についてご審議いただきたいと思ひます。事務局からご提案をお願いいたします。

#### ○事務局：都市政策担当 向井次長

三重県都市計画審議会運営要綱 第 8 条第 1 項では、原則公開すると規定していますが、ただし書きで「出席委員の過半数が認める場合は公開しないことができる。」と定めています。例えば、個人や法人情報、希少な動植物の生息地を審議する場合などが該当します。事務局の説明の中ではそのような内容について触れないように説明させていただきますが、事務局の説明後、そのような内容が含まれている質問や回答が必要な際には、その部分に限り、非公開にしたいと考えております。非公開部分の審議については、傍聴の方に一旦退場いただくことになりま

すので、委員の皆様におかれましても、このことをご承知おきいただきたいと思います。

**○議長：松本会長**

はい。それでは原則公開で、非公開部分が出た場合には、その都度非公開ということをおの人に諮りして進めて参りたいと思います。

**<傍聴者報告>**

**○議長：松本会長**

それでは本日の傍聴人につきまして、事務局からご報告お願いいたします。

**○事務局：都市政策担当 向井次長**

はい。本日、一般傍聴者の方は0名で、報道機関の方1名が来られております。

**○議長：松本会長**

はい。それでは、傍聴の方にご入場していただきたいと思います。

※ 傍聴者が入場

**○議長：松本会長**

傍聴に際しまして、傍聴の方々に、注意事項をご説明申し上げます。

傍聴者の方々ににおかれましては、お配りしております傍聴要領に従っていただきますようお願いいたします。

なお、この規定に違反した時は注意し、またこれに従わないときは退場していただく場合がございますのでご了承願います。

また途中ですね、非公開部分の審議が必要な場合が出てきた場合には、一度ご退席いただくこととなりますのでご了承ください。

**4 第194回都市計画審議会に関する報告**

**○議長：松本会長**

それでは審議に入りたいと思います。

議案の審議に先立ちまして、前回の第194回都市計画審議会に関する報告がございますので、事務局からご報告をお願いいたします。

**○事務局：都市政策課 大下副課長**

県土整備部都市政策課副課長の**大下**です。よろしくお願いたします。

事務局から、前回の**手続状況**について説明いたします。

資料の「**第194回三重県都市計画審議会議案の手続状況**」をご覧ください。

令和2年11月4日に開催しました**第194回三重県都市計画審議会**ですが、**2件**ご審議いた



だきました。

第 1805 号議案「桑名都市計画区域区分の変更」につきまして、都市計画区域マスタープランおよび桑名市都市計画マスタープランの方針に基づき、額田地区について、既に市街地を形成している区域として市街化区域に編入することをご確認いただきましたが、本件は令和 2 年 12 月 1 日に国の同意を得まして、令和 3 年 1 月に告示の予定で、事務手続きを進めているところでございます。

続きまして、第 1806 号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきまして、既設の産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類の破碎施設）を更新することに伴う敷地の位置が、都市計画上支障がないことをご確認いただきましたが、本件は令和 2 年 11 月 26 日に許可されております。

以上でございます。

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございました。

それではただいまのご報告に関しましてご質問ご意見等ございましたらいただきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございました。

**5 議事**

**(1) 第 1807 号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」**

**○議長：松本会長**

それでは議案の審議に入りたいと思います。

本日は先ほどからございますようにご審議いただきます案件は、21 議案でございます。

まずは、第 1807 号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」ということで事務局からご説明をお願いします。

**○事務局：松阪市建設部建築開発課 水越課長**

松阪市建設部建築開発課長の水越と申します。よろしくお願いいいたします。

それでは第 1807 号議案についてご説明を申し上げます。

スクリーンをお願いいたします。

本日、ご審議いただきますのは「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」でございます。今回、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、特定行政庁であります松阪市が許可をするに当たり、当審議会においてご審議いただくものでございます。

申請者は、株式会社ジャパンメディカルサポートシステムズです。

施設の位置は、松阪市小野江町字大坂塚 887、888、889、890 番で、松阪都市計画区域内に位置しております。

許可の対象施設としましては破砕機 2 台となっております、処理能力は 1 日あたり 23.184t と 52.9 t となっております。

こちらは位置図でございますが、申請敷地は、松阪都市計画区域の市街化区域に位置しております、用途地域は準工業地域が指定されております。

申請敷地は、松阪市都市計画マスタープランにおきまして、国道 23 号沿道の土地の有効活用を促進する地域として位置付けられております。

申請敷地はすでに工業系及び商業系の土地利用が図られておりまして、準工業地域内にあります。住宅地や教育施設からの距離を有していることから、土地利用上妥当であると判断しております。

次に、施設計画についてご説明をさせていただきます。

今回の申請では、平成 27 年度に許可を受けて設置された建築物や破砕機、圧縮機を引き続き使用する計画でございます。

取り扱う廃棄物につきましては、現在と変わらず、廃プラスチック類、ゴムくず及び金属くずでございます。

今回、廃プラスチック類とゴムくずの取扱量を増加させ、合計 1305 トンの受け入れを計画しているものでございます。

こちらは、現在の処理の流れを示したものでございます。

廃プラスチック類とゴムくずにつきましては、展開検査後、処理能力 23.184t の破砕機により一次破砕を行いまして、ベルトコンベアを経由して処理能力 52.9 t の破砕機により二次破砕を行っております。

破砕された廃プラスチック類及びゴムくずにつきましては、燃料として売却されております。

金属くずにつきましては、圧縮施設により圧縮しまして、再生材として売却されております。

こちらが今回の計画の処理の流れです。

廃プラスチック類及びゴムくずについては、処理能力 23.184t の破砕機と処理能力 52.9 t の破砕機、それぞれで処理を行う計画でございます。

金属くずにつきましては、現在の処理方法から変更はありません。

こちらは廃プラスチック類及びゴムくずの破砕施設について、現在の処理方法と今回の計画を比較したものです。

現在の処理方法は一次破砕を行った後、ベルトコンベアを経由して、二次破砕が行われているため、施設の処理能力は小さい方の破砕機の処理能力でございます、23.184t となっております。

今回の計画では、2 台の破砕機それぞれで処理を行うため、施設の処理能力は 2 台の合計である 76.084t となります。

今回の計画の廃プラスチック類の 1 日当たりの処理能力が、平成 27 年度に許可を受けた能力の 1.5 倍を超えることから、建築基準法第 51 条ただし書許可の対象となったものでございます。

施設計画において、受け入れる廃棄物の処理に必要な施設を、すでに有していることから、施設計画としては妥当であると判断しております。

事業計画につきましては、現在と変わらず、作業時間、作業体制について問題はなく、安全対策も図られていることから、事業計画は妥当であると判断しております。

周辺環境への影響につきましては、今回の計画において、破砕機の増設や、取り扱う廃棄物に変更はないことから、周辺環境に与える影響は少ないと判断しております。

搬入・搬出につきましては、搬入・搬出車両を増加させ、4tトラックと10tトラック、20tトラックを合わせて1日当たり最大19台を予定しておりますが、搬入・搬出路である、国道23号等の交通量から考えると、周辺交通に対する影響は少ないものと判断しております。

また搬入・搬出路の沿道には一部住宅地がありますが、ほとんど工場及び店舗として土地利用がされておりまして、歩行者の通行もほとんどない状況にあります。

以上のことから、搬入・搬出路は妥当であると判断しております。

次に関係機関との協議状況についてですが、環境部局との協議につきましては、廃棄物処理法に基づく施設の設置許可に向けて、建築基準法51条ただし書許可と並行して手続きを進めているところです。

消防部局、農政部局及び開発許可部局につきましては、敷地、申請敷地はすでに産業廃棄物処理施設として利用されているため、手続きは不要となっております。

最後に地元との協議状況ですが、申請敷地を管轄する東小野江自治会、三雲用水土地改良区、周辺住民及び周辺事業所に対して、事業計画の説明が行われておりまして、反対の意見は出ていません。

以上の理由から、当該施設の敷地の位置につきまして、都市計画上支障がないと判断しております。

以上で第1807号議案の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

**○議長：松本会長**

はい、ご説明ありがとうございました。

議案書の方はもう全然触れなくてよろしいですか。

**○事務局：松阪市建設部建築開発課 水越課長**

はい。

**○議長：松本会長**

今のことが具体的に書かれているということでよろしいですね。

**○事務局：松阪市建設部建築開発課 水越課長**

はい。

**○議長：松本会長**

わかりました。ありがとうございました。

それではご質問・ご意見いただきたいと思っております。

リモート参加の方々に関しましては、事務局から事前に配布してあります、赤字の「質問・意見」の紙というのがあるということですので、そちらを画面に映していただければと思っております。

もちろん私気がつかなかったら、遠慮なくマイクのミュートを外していただいでご発言いただければと思っております。

それではご質問・ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

※ 「なし」との声あり

**○議長：松本会長**

いかがでしょうか。

**○議長：松本会長**

1 点だけ私の方から、今回、規定されていたところの流れを変えることによって、処理能力が、約3倍ですか、3倍にまではいかないのですが、2倍をこえるということですが、そうすると、搬入・搬出のトラックが増えるということだと思っておりますが、これを見ますと、4t、10tが11台だったのが4t、10t、20t、合わせて19台ということで、多分容量的にはこれで合うと思うのですが、今回新しく20tというのが入ってくることになりましたが、この20tトラックに関しての走行について特に問題はございませんでしょうか。

**○事務局：松阪市建設部建築開発課 水越課長**

今回の計画におきまして、トラック台数としては、具体的には8台増加します。

その増加に伴い、伴うわけじゃないですけど敷地内において滞留するスペースがございます。スクリーン上の部分が、配置図でして、上の方に国道23号がございます。

真ん中部分から入口がありまして、正面にトラックスケール、その向かって右手部分に、スペースがありますので、そちらの方で滞留することができます。

あと、搬入業者としては、決まった業者になっていきますので、搬入の調整も依頼できると聞いております。

以上です。

**○議長：松本会長**

はい。そうすると流入路とか退出路に関しても、20tという、かなり大型化されるわけですが、構造的には問題はないという、荷重が加わっても問題ないということによろしいですね。

**○事務局：松阪市建設部建築開発課 水越課長**

はい。

**○議長：松本会長**

はい。ありがとうございます。

その他皆様方からいかがでしょうか。

※ 特段の声なし

**○議長：松本会長**

もう1点だけ、現状、もう施設運用されておりますが、苦情、あるいはその他色々な問題、交通事故とか環境上の問題、排水の問題等々はないということによろしいでしょうか。

**○事務局：松阪市建設部建築開発課 水越課長**

はい。周辺住民等からの苦情等も受けておりませんし、場内の事故等の報告も受けておりません。

はい。以上です。

**○議長：松本会長**

はい、どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

**○議長：松本会長**

はい。それでは特にご異議ないということでございますので、原案が適切であると判断したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

リモート参加の委員の場合は、異議なしの場合、またこれも事務局から事前に配布してあります、「異議なし」の紙をですね、画面に映していただければと思いますが。

ではご異議ございませんでしょうか。

※ リモート参加委員、「異議なし」の紙を表示

**○議長：松本会長**

会場の方々は、異議なしということで、ご発言いただけましたらと、はい、どうもありがとうございました。

それではご異議なしということでございますので、1807号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきましては、原案が適切であると判断いたします。

特定行政庁、松阪市長に原案通り答申したいと思います。  
ありがとうございました。

## (2) 第 1808 号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」

### ○議長：松本会長

続きまして、第 1808 号議案「産業廃棄物処理施設敷地の位置」につきまして事務局からご説明をお願いします。

### ○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐

三重県県土整備部建築開発課阿知和と申します。よろしくお願ひいたします。

三重県から付議する議案は、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてご審議いただくものです。

スクリーンをご覧くださいませでしょうか。

はい。1 枚めくっていただいでいいですか。

はい。法制度の説明については、お時間の都合上省略をさせていただきます。

次をお願いします。

はい。本議案の施設は廃棄物処理法施行令 7 条各号に定める、汚泥の脱水施設、廃プラ類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設として、各規定の処理能力を超えるため産廃施設に該当し、許可が必要となるものでございます。

次をお願いします。

施設概要ですね。

申請者の大栄環境ですが、伊賀市治田、予野地区の約 3 万 6 千平方メートルの敷地において、メタン発酵施設、水処理施設、堆肥化施設を計画しています。

表中の赤字で示した、メタン発酵施設の破碎機、それから脱水機と、水処理施設の脱水機が産廃施設に該当します。

申請地の位置です。中央を左右に走る紫色の線、これが名阪国道で、申請地は左の方ですね、白樫インターを降りてすぐ、奈良県境近くの子会社である、三重中央開発の事業所内にあります。

治田などの既存集落から 2 キロほど離れておりますが、東側の県道上野島ヶ原線を挟んで約 150m 離れた位置に、最も近い名阪青葉台という住宅団地があります。

次をお願いします。

施設全景です。名阪国道沿いに名阪工業団地、隣接する黄色囲み部分が三重中央開発の事業所、その中の赤囲み部分に、今回の許可対象施設がメタン発酵施設と水処理施設に分かれて配置されます。

次をお願いします。

処理工程です。メタン発酵施設では、食品廃棄物を発酵させて、発生したメタンガスで発電をします。発酵後の汚泥を脱水し、分離した排水を水処理施設で処理し、河川放流します。

このうち前処理、脱水、水処理の各工程が産廃施設に該当します。

次をお願いします。

計画図です。申請地はメタン発酵施設と堆肥化施設を配置した北側の敷地と、左下の水処理施設を排水経路で接合する計画となっています。

メタン発酵施設で主な処理を行い、中継施設を介して排水を水処理施設へ送ります。

メタン発酵施設については新設ですが、水処理施設は南側、隣接する埋め立て処分場の既存施設を利用します。

次をお願いします。

北側敷地の配置図でございます。

名阪国道側から堆肥化施設、メタン発酵施設が配置されます。

産廃施設に該当するのは、左側のメタン発酵施設であり、メタン前処理施設と機械棟に、許可対象の破砕機と脱水機がそれぞれ配置されます。

次をお願いします。

メタン前処理施設の平面図になります。

搬入ヤードから食品廃棄物をホッパーに投入し、2台の破砕機等で容器類を分別します。

次をお願いします。

機械棟の図面になります。

メタン発酵後の不要となった消化液を3台の脱水機で、汚泥と水に分離し、汚泥は焼却や埋め立て処分へ、分離液は水処理施設へ送ります。

既設の水処理施設配置図にあります、分離液は脱水機で脱水の後、沈殿、ばっ気等の工程を経て、放流基準に合うように処理され河川へ放流されます。

なお、この水処理施設は、隣接の埋め立て処分場で使われていたもので、産廃施設に今回転用するにあたり、許可の対象に含めることとなったものでございます。

はい。では敷地の位置について、上位関連計画における土地利用上の妥当性など7項目の観点から、都市計画上支障がないかどうか検討しました。

はじめの項目です。

申請地は、都市計画区域内の用途地域の指定のない区域にあります。

市の都市マスタープランでは、農住ゾーンの工業用地で、工業系土地利用を集積し、住宅系用途との混在を回避する区域とされています。

市の条例による土地利用基本計画では、工業用区域で優良な工業等の立地を図る区域とされています。

以上により、上位関連計画との整合が図られ、土地利用上妥当であると考えております。

2点目、施設計画の妥当性です。

各設備の処理能力や周辺環境への配慮など、施設計画は妥当であると考えております。

次をお願いします。

3点目、事業計画の妥当性です。

作業時間や衛生管理の点で、事業計画は妥当であると考えております。

4点目、環境対策の妥当性です。

はじめに騒音・振動対策です。

騒音が発生する機器は建物内にあり、発電機は防音ケース内に収納しております。

振動が伝搬しないよう機器を強固な基礎に固定しております。

環境影響調査では、条例の排出基準以下の予測値となっております。

悪臭対策です。建物の臭気拡散防止措置や搬送車両の荷台への対策のほか、建物排気に脱臭装置を設け、法定の基準値以下としています。

大気汚染対策では破砕機などすべて屋内設置するほか、発電機の運転監視により、法定の基準値以下としております。

水質汚染対策については、原水の水質監視、処理水の水質検査等により、放流水の水質の基準を確保しております。

以上により、騒音等の環境対策が施され、各排出基準に適合させる計画としていることから、環境対策においても妥当であると考えております。

なお、これらの環境対策は、産廃施設の設置許可にあたり、環境部局とすでに協議済みとなっております。

次をお願いします。

5点目、搬入・搬出計画です。

白樫インターから幅員11mの市道を通る最短ルートで計画しています。

敷地内通路を通過して、計量所で計量後に施設へ搬入します。

運搬車両は1日当たり10t車65台ほどで、現状より約16%増加の見込みとなっております。

経路沿いに人家や通学路はなく、歩行者はほとんどいないため、周辺交通への影響は少なく、搬入・搬出計画は妥当であると考えます。

6点目、関係機関との協議です。

環境部局とは県の指導要綱に基づく事前協議済みで、施設の設置許可の手続きが進められています。開発部局からは、開発許可手続きを新たに要しないこと、また、伊賀市より、本許可申請について都市計画上支障がない旨の意見をいただいております。

以上により関係機関との協議において妥当であると考えております。

最後に、地元との協議における妥当性です。

近隣各地区に事業の説明を行い、環境保全協定を締結しております。

また、県の指導要綱に基づき関係者すべての同意を受けております。

地元との関係も良好で、計画への理解が得られているということです。

以上により、地元との協議においても妥当であると考えております。

これら7項目により都市計画上支障がないと認められると判断しております。

第1808号議案のご説明は以上となります。

ご審議よろしくお願いたします。

## ○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

それではただいまのご説明に対しまして、ご質問・ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。



※ 特段の声なし

**○議長：松本会長**

いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

**○議長：松本会長**

では1点私の方からお聞かせください。

パワーポイントの20ページのところを見ますと、計量所1というのがございまして、これは申請敷地外のようにございますが、その他の経路ということで通行されているようなのですが、ここはどうなっているのか、またその敷地との出入りはどうなっているのでしょうか、また今回なぜここは申請地に含まれていないのか、ご説明いただけますでしょうか。

**○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐**

はい。今回の計画地がですね、子会社の三重中央開発、黄色囲みの大きな括りですけれども、この敷地の中に、許可対象施設を設けるということでございまして、計量所1、2とあるトラックスケールが2ヶ所あるのですが、搬入車両がですね、今回の計画車両だけでなく、子会社の中央開発、黄色枠囲みの事業の方でも、共有して使っているというところもございますので、今回の申請敷地の中には取り込んでいないということでお聞きしております。

**○議長：松本会長**

そうすると、他のところの施設を使うトラックもこの出入口は同じところを使うということですか。

**○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐**

共有しておりますね、はい。

**○議長：松本会長**

共有するわけですね。

そうすると実際には先ほどの次のページでも、この地域全体での運搬車両の台数が書かれていましたね。

400台でしたか。書かれておりましたので、それに対して十分な対応が可能だということですね。

**○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐**

はい。敷地内自体もですね、今計量所1と書いてあるあたりというのは、現状平地というか、かなり待避できる十分なスペースがあるような状態ですので、そういった面でも、少々の搬入

車両の増というところには対応できるようなものなのかなというふうに考えられます。

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございます。

そのほか皆様方がいかがでしょうか。

※ 特段の声なし

**○議長：松本会長**

ではもう1点だけ、すみません。

メタン発酵施設ということですので、メタンガスが発生するのだと思いますが、危険な感じもいたしますがその辺の対応、あるいは、万が一そういう危険なものであった場合、どういった対応とか、その被害が周辺に及んだりとか、あるいは特別な配慮が必要とかそういうことはないのでしょうか。

**○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐**

はい。メタンガスを利用した発電設備と聞いておりますので、当然所管する法令、電気事業法ということになりますが、電気事業法に基づく、発電用火力設備に関する技術的基準の適用を受けると、そちらでの審査、自家用の電気工作物の設置の届け出ということで手続きをしていただいて、安全性を確認いただいているということで聞いております。

**○議長：松本会長**

発電施設としてはいいのですが、このメタンガスを貯留するというのでしょうか、そういう安全審査みたいなのもあるのですか。

あるいは万が一のときの、危機管理、リスク管理というのはどういう形にされているのでしょうか。

**○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐**

そのあたりの保安基準もですね、経産省の所管になるということですが、

中部近畿産業保安監督部というところでもってですね、そういったガス容器とか、その辺りの部分の審査もされているということでもあります。

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございます。では万が一があったとしても、この周辺の工場等々への影響を最小限に抑えられるというふうに理解しとけばよろしいですね。

**○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐**

はい。

**○議長：松本会長**

はい。  
ありがとうございました。  
その他いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

**○議長：松本会長**

よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

**○議長：松本会長**

はい。それでは特にご異論ないということでございますので、今回の議案に関しましては、原案通りでご承認いただくということでご異議ございませんでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

**○議長：松本会長**

すみません、オンラインの皆様方は「異議なし」の紙をお願いします。

※ リモート参加委員、「異議なし」の紙を表示

**○議長：松本会長**

ありがとうございました。  
それではご異議なしということでございますので、第 1808 号議案「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきましては、原案が適切であると判断いたします。  
特定行政庁、三重県知事に原案通り答申いたします。  
はい。ありがとうございました。

**(3) 第 1809 号議案「鈴鹿都市計画道路の変更」**

**第 1810 号議案「亀山都市計画道路の変更」**

**○議長：松本会長**

続きまして、1809 号議案「鈴鹿都市計画道路の変更」及び 1810 号議案「亀山都市計画道路の変更」につきましては、鈴鹿亀山道路を両都市計画区域に追加することに伴う議案ですので、一括して審議したいと思いますよろしいでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございました。それでは一括して説明をお願いいたします。

**○事務局：都市政策課 藤森課長**

県土整備部都市政策課の藤森でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、第1809号議案の「鈴鹿都市計画道路の変更」、第1810号議案の「亀山都市計画道路の変更」をあわせて説明いたします。

鈴鹿亀山道路及び関連する加佐登鼓ヶ浦線、鈴鹿中央線、川崎下庄線の都市計画の変更を行うものです。

説明にあたりましては、参考資料として配布しております「議案説明用資料」に沿って、順次抜粋またはまとめて説明させていただきますので、投影するスライド右下部分に対応するスライド番号をお示しいたします。

それでは前方のスクリーンをご覧ください。

議案説明用資料のスライドナンバー1をご説明させていただきます。

都市計画道路鈴鹿亀山道路は、鈴鹿市から亀山市に至る自動車専用道路で、都市計画道路北勢バイパスから亀山市の亀山JCTにまたがる計画延長10.5km、車線数4車線、設計速度80kmで計画しています。

スライドナンバー2は、鈴鹿亀山道路の整備目的についてでございます。

まず、日本有数のものづくり地域の産業を支える道路基盤の充実、さらに中部、近畿や県内の連携強化のため、選択性のあるネットワークの確保、3点目としまして、災害時にも社会経済活動を持続し、地域の持つポテンシャルを早期復元できる道路機能の強化、この3点を主要な目的として、経済活動を支え、災害時にも機能する効率的・効果的な道路ネットワークの早期実現を目指します。

スライドナンバー3は、主な整備効果についてでございます。

一つ目は、産業支援の効果でございます。

現在、近畿方面へは、県道を経由して鈴鹿ICまで行き、その後、亀山JCTを経由しております。

鈴鹿亀山道路が整備されますと、自動車専用道路として直接、亀山JCT乗入が可能となり、高速道路のアクセス性が格段に向上します。

具体的には、鈴鹿市内の工業集積地域から亀山JCTまでのアクセス時間でみますと、26分から15分へ11分短縮します。

図面の緑色は、現在、最寄りの高速道路ICまで15分以内で到達できるエリアを示しておりますが、鈴鹿亀山道路が整備されますと、この15分以内で高速道路にアクセスできる範囲が、ピンク色のエリアまで拡大し、工業集積地等をカバーいたします。

このことで、製造品出荷額ベースで、三重県全体の10%のエリアが、新たにカバーされ、企業の生産性向上による産業振興や新たな企業進出が期待できます。

スライドナンバー4は、広域連携の効果の説明でございます。

北勢地域では、東海環状自動車道、北勢バイパス、中勢バイパス等の幹線道路の整備が進め

られております。

現在、高速道路の利用は東名阪自動車道・鈴鹿 IC となりますが、鈴鹿亀山道路の整備により、東名阪自動車道・亀山 JCT からの利用が可能となり、選択性のあるネットワークの確保により、中部・近畿との連携強化が図られます。

スライドナンバー 5 は、防災の効果についてでございます。

左の図では、南海トラフ地震発生時の浸水予測エリアを水色で、国道のうち浸水して寸断される部分を赤で示しております。

鈴鹿亀山地域の沿岸部の北側と南側のエリアでは、国道 1 号と 2 3 号が寸断され、南北ルートからの緊急物資の輸送ができないということになります。

右図の黄色の線は、内陸部から沿岸部に向かい、優先的に通行を確保するルートです。

鈴鹿亀山道路は自動車専用道路であり、建物や電柱の影響を受けずに沿岸部へ向かう強固なネットワークとなります。

このことにより、防災機能の向上を通じて、県民の安心・安全の向上に寄与します。

スライドナンバー 9 は、鈴鹿亀山道路の都市計画案の概要でございます。

平面図をご覧ください。

概ねの通過位置を示しています。

青の丸は、鈴鹿亀山道路と他の道路とを接続する箇所を示しています。

西側から、亀山 JCT、川崎下庄線 IC、鈴鹿中央線 IC、加佐登鼓ヶ浦線 IC、北勢バイパス取付部となります。

標準断面図をご覧ください。

道路の車線数は 4 車線であり、土工部で全幅 22.0m、橋梁高架部で全幅 20.7m となります。

スライドナンバー 10 は、鈴鹿亀山道路のルート概要でございます。

盛土部を紫色、橋梁部を青色で示しており、切土部はございません。

青丸は、鈴鹿亀山道路と他の道路との接続部を示しており、亀山 JCT で東名阪自動車道、新名神高速道路と接続します。

亀山 JCT 東側の区間は直線となり、県管理河川の八島川（やしまがわ）と御幣川（おんべがわ）を渡ります。御幣川を過ぎたところに、能褒野王塚古墳（のぼのおおつかこふん）があり、回避しています。

また、鈴鹿亀山道路に接続する IC を設置するため、都市計画道路川崎下庄線を約 4 4 0 m 延伸します。

スライドナンバー 11 でございます。

能褒野王塚古墳（のぼのおおつかこふん）を過ぎてからは、工場や住居等よりも、一段低い農地を通過します。

安楽川（あんらくがわ）沿いでは、堤防への影響を避けるルートとしています。

その東では、国史跡に指定されている伊勢国府跡（いせこくふあと）を回避しています。

スライドナンバー 12 でございます。

この区間をルート選定するにあたり、鈴鹿川を渡るルートを、2 つのポイントで決定しています。

1つ目は、鈴鹿川の治水安全性確保のため、ルートを河川と直交させること、2つ目は、文化財を含む庄野宿と工場の影響を最小限とするために、その間にある市道ルート上を通るということです。

このことから、鈴鹿川をはさむ前後のルートが決定します。

国府跡と鈴鹿川渡河部の間については、地形や道路線形を考慮し、大きな曲線でルート設定しています。

また、鈴鹿亀山道路に接続するICを設置するため、都市計画道路鈴鹿中央線の影響区間の車線幅を変更します。

スライドナンバー13をご覧ください。

鈴鹿川を越えてからは、住居地域を避け、農地への影響を小さくするために六郷川（ろくごうがわ）沿いに設定しています。

最後は都市計画道路北勢バイパスに接続します。

また、鈴鹿亀山道路に接続するICを設置するため、都市計画道路加佐登鼓ヶ浦線を約350m延伸します。

スライドナンバー21で、環境影響評価の流れについて説明いたします。

環境影響評価法では、対象事業に係る施設を都市計画に定める場合は、都市計画決定権者が事業者によって環境影響評価手続きを行うこととなっています。

ご審議いただいております鈴鹿亀山道路は、環境影響評価法を考慮して計画しています。左の列は環境影響評価、右の列は都市計画決定の手続きフローとなっています。

左の環境影響評価手続きとして、平成25年に配慮書、平成27年に方法書、令和元年に準備書の作成を進め、公告・縦覧、住民説明会の開催等を行いました。

環境影響評価法では、評価書を都市計画審議会に付議することになっていることから、その概要について、ご説明させていただきます。

スライドナンバー22は、環境影響評価の項目でございます。

方法書で決定した各調査項目について、調査、予測、環境保全措置の検討及び評価を行っております。

緑色で着色した項目は、基準値等を満足、または、影響が小さいと予測した項目です。ピンクで着色した項目は、環境保全措置を実施することで、基準値を満足するものを表しています。

環境保全措置を実施することで基準値を満足する、ピンク色の項目のうち主なものである騒音、地形及び地質、動物、植物について説明いたします。

スライドナンバー27は、騒音の予測地点でございます。

工事完成後の、自動車の走行により発生する騒音の予測・評価を、図に示した12地点で行いました。

スライドナンバー28は、道路供用後の騒音の予測評価結果でございます。

黒枠で囲んだ3地点で環境基準を超過しますが、環境保全措置として「遮音壁の設置」を行うことにより、全ての地点において、基準又は目標値を満足します。

スライドナンバー29は、重要な地形を対象とした予測評価結果でございます。

橋梁下部工等の工事の実施及び道路の存在により地下水脈に影響が生じる可能性があります。

環境保全措置として関係者と事前に調整を行い、「地下水の流動調査等をもとに、適切な措置の実施」を行います。

また、環境保全措置に不確実性が伴うことから、その効果を把握するため、「地下水・地下水質」の調査を行います。

スライドナンバー 30 は、動物の予測評価結果でございます。

公表を前提とした資料であり、重要種保護の観点から、動植物の位置情報は割愛しています。

一般的な環境保全方針を考慮しても影響を受ける可能性が予測される種は、「オオタカ」、「アツブタガイ」、「ウメムラシタラガイ」の3種です。

「オオタカ」は工事実施前に繁殖状況調査を実施し、営巣が確認される場合には、専門家の指導・助言を得て必要な措置を講じます。

陸産貝類の「アツブタガイ」「ウメムラシタラガイ」は、環境保全措置として「重要な動物種の移設」を行います。移動能力が低い陸産貝類であるため、生息環境に適した他の場所に移すことにより、生息環境を補償します。

また、環境保全措置に不確実性が伴うことから、その効果を把握するため「オオタカの繁殖状況」「アツブタガイ・ウメムラシタラガイの生息状況」の調査を行います。

スライドナンバー 31 は、植物の予測評価結果でございます。

予測の結果、一般的な環境保全方針を考慮しても影響を受ける可能性が予測される種は、「ヒメミズワラビ」、「シソクサ」、「ホシクサ」の3種です。

環境保全措置として、「重要な種の移植」を行います。

また、環境保全措置に不確実性が伴うことから、その効果を把握するため生育状況調査を行います。

スライドナンバー 37 は、予測・評価の結果でございます。

環境保全措置を実施する項目のうち、「地形・地質」「動物、植物、生態系」については、環境保全措置の効果に不確実性が伴うことから、その効果を把握するための事後調査を実施します。

事後調査の項目は表の通りです。

以上のことから、環境への影響は事業者の実行可能な範囲で出来る限り回避、または低減されるものと評価します。

スライドナンバー 38 は、縦覧の結果等でございます。

縦覧期間は、令和元年 10 月 23 日から令和元年 11 月 21 日で、その結果、縦覧者は 18 名であり、意見書の提出は 1 件でした。

意見書の内容は、鳥類への影響、騒音・振動の影響、水害の懸念に関するもので、この後、お手元の資料で説明させていただきます。

なお、当議案につきましては、関係市の鈴鹿市及び亀山市から 11 月 24 日に、異存なき旨の回答を頂いております。

以上で、スクリーンを用いた説明を終わりますが、引き続きお手元の「意見書の要旨と見解」「議案書」につきましてご説明いたします。

まず、意見書の要旨と見解の 1 ページをご覧ください。

意見書とタグのふってあるところの 1 ページでございます。

よろしいでしょうか。

意見書の要旨の3行目です。

「オオタカを含め、キジ、ウグイス、メジロ、ホオジロ等貴重な鳥類が生息しており、道路による騒音、振動、排気ガス、粉塵等又、風の流れの変化等で生息は不可能であり、自然に包まれた環境が消滅します。」

「騒音、振動等については、数値で言えばこれまで、ほぼ「ゼロ」であり快適な睡眠の確保が出来ていたが、レベル77とはいかがなものか、地形も環境も違う場所での机上の数値では疑問が湧き大変不安です。」

3段落目以降は要約して説明します。

「9月8日の早朝の豪雨で道路の雨水が河川に流れ込み大きな被害が発生しました。こんな危険きわまり無い所にどうして道路の計画をたてたのですか、地元の住民への説明がありません。」

これに対して、都市計画決定権者の見解、右側のところの1行目をご覧ください。

「鳥類や騒音・振動をはじめ事業特性及び地域特性並びに専門家等の技術的助言を踏まえて選定した全ての項目において、周辺の環境に与える影響は、事業者として実行可能な範囲内のできる限り回避または低減し、環境保全の配慮が適正になされていると評価しています。」

3段落目をご覧ください。

「鈴鹿亀山道路の建設に伴う排水処理については、鈴鹿亀山道路の道路計画が都市計画決定され、詳細な構造を検討していく中で、河川管理者や地元自治会などと協議をしながら進めます。」

このことから、議案修正の対象といたしません。

最後に、議案書をご覧ください。

「1809-1、2」は、鈴鹿都市計画道路の変更の計画書です。次に「1809-3、4」が理由書、「1809-5」が新旧対照表、「1809-6」が位置図、「1809-7」以降が計画図です。続いて議案書「1809-12」以降が環境影響評価書でございます。

「1810-1、2」は、亀山都市計画道路の変更の計画書です。次に「1810-3、4」が理由書、「1810-5」が新旧対照表、「1810-6」が位置図、「1810-7」以降が計画図です。続いて「1810-12」以降が環境影響評価書でございます。

以上で、第1809号議案及び第1810号議案の説明を終了させていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

## ○議長：松本会長

はい。ありがとうございました。

それではこの両議案になりますが、共通する部分もあります、個別の場合もありますがどちらでも構いません。

ご質問ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし



**○議長：松本会長**

ございませんでしょうか。

では私の方から1点だけちょっとお伺いさせていただきます。

今回この鈴鹿亀山道路ということで地域の経済等々が大きく発展するというご説明がありましたが、アクセス道路が同時に、やはり整備されていかないといけないと思いますが、これは必ずしも都市計画決定とは関係ないと思いますが、具体的にですね、そういうアクセス道路の確保というのはどのような形で進められていこうとしているのか教えていただけますか。

**○事務局：都市政策課 山室係長**

はい。ちょっと前ですね、パワーポイントの方を見ていただきたいのですが、鈴鹿亀山道路周辺の主要な都市計画道路の整備状況をお示しさせていただいております。

赤が鈴鹿亀山道路でございます。黒が整備済みの都市計画道路、緑が未整備区間となっております。

主要な都市計画道路について、亀山市の市街地周辺は、ほぼ整備済みの状況にはなっておりますが、鈴鹿市内において未整備区間がございまして、全体で10区間のうち5区間が未整備の状況です。

これらの未整備区間につきましては、鈴鹿市の都市計画マスタープランにも位置付けられておりますので、鈴鹿亀山道路の整備に合わせて順次行っていくことが必要だと考えております。

以上でございます。

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございます。

ぜひネットワーク効果を発揮するためにはですね、必要な道路の整備を進めていただくということがよろしいかと思えます。

ありがとうございました。

**○議長：松本会長**

その他いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

**○議長：松本会長**

これだけ大きな道路になりますので、やはり自然環境への影響というのが懸念されるところでございますが、先ほどからご説明いただきましたように、保全措置、代替措置ですかね、代償措置等々によって、保全、代償は可能であるというような見解だということでございました。

それから、特に1件、意見書はいただいておりますがそれに関しても決定権者としての意見ということで先ほどご説明いただいたということになります。

特にございませんでしょうか。

※ 「なし」との声あり

**○議長：松本会長**

ございませんか。

はい。それではですね特にご異論ないようでございますので今から採決を取りたいと思っておりますが、今 2 議案を 1 度にご説明いただいたわけですが、2 議案 1 度にですね、ご承認していただきたいと思っておりますがそのような形で進めさせてもらってよろしいでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

※ リモート参加委員、「異議なし」の紙を表示

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございます。

それでは、第 1809 号議案「鈴鹿都市計画道路の変更」及び第 1810 号議案「亀山都市計画道路の変更」につきまして原案が適切であると判断することにご異議ございませんでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

※ リモート参加委員、「異議なし」の紙を表示

**○議長：松本会長**

はい。ありがとうございます。

では異議なしということでございますので原案が適切であると判断いたします。  
三重県知事に原案通り答申したいと思っております。

**(4) 第 1811 号議案「津都市計画及び安濃都市計画下水道の変更」**

**○議長：松本会長**

それでは、次の議案に移りたいと思っております。第 1811 号議案「津都市計画及び安濃都市計画下水道の変更」につきまして、ご説明をお願いいたします。

**○事務局：都市政策課 藤森課長**

それでは、第 1811 号議案につきまして、ご説明いたします。

ご審議いただきますのは、「津都市計画及び安濃都市計画下水道の変更」でございます。  
議案説明用資料スライド No.2 をご覧ください。

はじめに、中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）の都市計画の決定状況をご説明します。

当初決定は平成 9 年、最終の変更は平成 23 年に行われ、現在の決定内容となっております。

決定内容は、流入する 2 つの排水区域の名称と、おおむね 1,000 ha 以上の排水区域を受け持つ管渠として、志登茂川幹線及び安濃幹線、さらに放流渠、及び処理場である志登茂川浄化センターとなっております。

今回、変更となる志登茂川浄化センター及び放流渠は、海岸部の赤丸で示した位置にあります。

次に、スライド No.3 で今回の変更内容についてご説明します。

今回の変更は、各排水区域からの汚水を処理する施設として都市計画決定された志登茂川浄化センターについて、下水道計画の見直しにより計画汚水量が減少したため、施設規模の縮小に伴う区域縮小を行うものです。

また、あわせて区域縮小により放流渠の終点位置の延伸を行います。

ここで、今回、下水道計画を見直すに至った経緯について、スライド No. 4 をご覧ください。

人口減少等の社会情勢の変化により、本処理区の「中南勢水域流域別下水道整備総合計画」の見直しが行われ、本処理区の全体計画汚水量が減少しました。

それに伴い、処理場施設の規模を見直しました。

次に、スライド No.5 及び 7～10 を用いて、変更内容の詳細についてご説明いたします。

まず、志登茂川浄化センターは、本処理区の計画処理人口、汚泥量原単位等の諸元見直しに伴い、計画汚水量に変更が生じたため、処理場の規模及び配置計画を見直し、都市計画の変更を行うものです。

スライド No.7 は、浄化センターの変更前の配置計画です。

現在稼働している施設は、赤色に着色した部分で、緑色部分は、将来建設予定の施設です。

スライド No. 8 は、変更後の配置計画です。

見直しにより、変更前より水処理施設等の規模が縮小します。

スライド No. 9 は、処理水を放流する放流渠の終点位置の変更を示しています。

スライド No. 10 は、その拡大図となります。

今回の、都市計画の変更により、浄化センターの区域が縮小するため、ご覧の通り、放流渠が延伸され終点位置が変更となります。

以上、浄化センターの区域縮小並びに放流渠の終点位置の延伸の2点について、都市計画の変更を行うものです。

以上で、スクリーンを用いた説明を終わりますが、引き続きお手元の議案書につきましてご説明いたします。

まず、「1811-1」は、津都市計画及び安濃都市計画の変更の計画書です。次に「1811-2」は、新旧対照表です。続いて「1811-3」が理由書、「1811-4」が位置図、そして「1811-5」が計画図でございます。

なお、当議案につきまして、都市計画の案を令和2年10月13日から27日までの間、縦覧しましたところ、意見書の提出はありませんでした。

また、津市からは、当議案について、令和2年11月26日に、異存なしとの回答をいただいております。

以上で、第1811号議案の説明を終了させていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございました。

それではただいまの議案の説明に対しましてご質問ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

**○議長：松本会長**

よろしいでしょうか。

1点だけ私の方からすみません。

こういう都市計画の廃止あるいは縮小の場合は、それまで建築制限を受けていたという方々から、何かしらの不平不満等々、意見があるかと思いますが、そういった心配は今回はなかったということでよろしかったでしょうか。

**○事務局：都市政策課 山室係長**

はい。今回の見直しにつきましてはですね、既存堤防の中側というところで収めており、既存堤防の外側という部分ですね、官地でございますので、その辺については心配ないと考えております。

以上です。

**○議長：松本会長**

はい。どうもありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

**○議長：松本会長**

よろしいでしょうか。

はい。それでは特にご異議ございませんようですので、今回の1811号議案に関しましては、原案が適切であるということで、ご異議ございませんでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

※ リモート参加委員、「異議なし」の紙を表示

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございました。

皆様方、ご異議なしということでございますので、原案が適切であると判断いたします。

三重県知事に原案通り答申させていただきます。

ではここで、しばし休憩時間を取りたいと思います。

10分程度休憩を取りたいと思いますので、どうしましょう。

事務局、何時に開始いたしましょうか。

**○事務局：都市政策課 藤森課長**

20分でもよろしいでしょうか。

**○議長：松本会長**

では2時20分まで休憩したいと思います。

2時20分に再開したいと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

それでは休憩に入ります。

※ 10分休憩

**・第1812号議案～第1815号議案**

**<参加人数の確認>**

**○議長：松本会長**

時間になりましたので会議を再開したいと思います。

参加委員の人数につきまして、ここで確認させていただきます。

事務局からご報告お願いいたします。

**○事務局：都市政策担当 向井次長**

はい。

参加人数に変更はございませんので、引き続きご審議をよろしくをお願いいたします。

**<議案の説明方法について>**

**○議長：松本会長**

はい。それではそのまま人数の変化がないということですので、審議に移りたいと思います。

続きましてですね、第1812号議案「いなべ都市計画区域の変更」、第1813号議案「いなべ都市計画道路の変更」、第1814号議案「桑名都市計画、四日市都市計画及びいなべ都市計画下水道の変更」、第1815号議案「いなべ都市計画区域の用途地域の指定のない区域内における建築形態制限の変更」につきましては、北勢都市計画区域と大安都市計画区域を統合することに伴う議案です。

当議案につきまして事務局からまず議案の説明方法についてご提案ください。

**○事務局：都市政策課 藤森課長**

はい。

当4議案につきまして、北勢都市計画区域と大安都市計画区域を統合することに伴う議案でございますが、都市計画区域の変更と既決定されている都市施設の名称変更は、関連いたしますので、第1812号議案から第1814号議案まで一括して説明し、ご審議いただきたいと思いますと考えて

おります。

第 1815 号議案につきましては、建築基準法に基づく建築形態制限を変更する議案でございますので、一括とはせず、単独で説明し、ご審議いただきたく、ご提案をいたします。

**○議長：松本会長**

はい。

ということで 1812 から 1814 号議案を一括説明そしてご審議、そのあと 1815 ということにしたいと思いますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

**○議長：松本会長**

はい。ありがとうございました。

ではそのようにお進めいただきたいと思っております。

**(5) 第 1812 号議案「いなべ都市計画区域の変更」**

**第 1813 号議案「いなべ都市計画道路の変更」**

**第 1814 号議案「桑名都市計画、四日市都市計画及びいなべ都市計画下水道の変更」**

**○議長：松本会長**

では、まず 1812 号議案から 1814 号議案までを一括してご説明をお願いいたします。

**○事務局：都市政策課 藤森課長**

それでは、第 1812 号、第 1813 号、第 1814 号議案につきまして、ご説明いたします。

ご審議いただきますこれら議案は、いなべ市の都市計画区域の統合に係るものであり、相互に関連が深いため、一括して説明させていただきます。

変更概要について、議案説明用資料スライド No.2 をご覧ください。

今回の変更は、北勢都市計画区域と大安都市計画区域を統合し、いなべ都市計画区域に名称を変更するものです。

この統合と同時に、区域辺縁部で都市的土地利用がなされている地域について、区域を見直し、編入します。また、図面の精度等の原因により、現在都市計画区域として指定している地名と区域図に一部不整合があることから、併せて修正します。これらの変更が第 1812 号議案です。

また、都市計画区域が統合され、いなべ都市計画区域に名称が変更されることに伴い、それぞれの都市計画区域に決定されている各都市計画を統合し、名称を変更します。

県が都市計画を変更する案件としましては、第 1813 号議案の「都市計画道路の変更」、第 1814 号議案の「都市計画下水道の変更」があります。

それでは、第 1812 号議案「いなべ都市計画区域の変更」から順に、ご説明いたします。

スライド No.4 をご覧ください。

いなべ市は、本県の最北端に位置し、岐阜県、滋賀県と接しています。また、県内は桑名市、東員町、四日市市、菰野町と接しています。

いなべ市は、平成 15 年に員弁郡の東員町を除く北勢町と藤原町、員弁町、大安町の 4 町が合併し誕生しました。

次に、スライド No.5 でいなべ市内の公共交通機関の現状についてご説明いたします。

スライドの図は今回変更する都市計画区域を拡大して表示しています。

公共交通機関としては、黒色の線が鉄道で、北側に三岐鉄道北勢線があり、桑名駅といなべ市役所の最寄り駅である阿下喜駅を結んでいます。

また、阿下喜駅からは市のコミュニティバスによって各集落とを結ぶネットワークが構築されています。

また、南側には三岐鉄道三岐線があり、近鉄富田駅といなべ市藤原町内を結んでいます。

スライド No.6 をご覧ください。

平成 15 年に合併したいなべ市ですが、近年、都市計画上の市内の状況変化が現れています。左の四角の文章を順にご覧ください。

平成 19 年 12 月にいなべ市北勢町にあるいなべ総合病院が三重県災害拠点病院に指定されました。

平成 31 年 3 月には、いなべ市内初の高速道路である東海環状自動車道大安 IC が開設されました。

令和元年 5 月には、それまでそれぞれの町にあった庁舎の機能を集約し、いなべ市北勢町にいなべ市役所が新築されました。

また、令和 6 年には東海環状自動車道が延伸され、いなべ市役所に隣接して、北勢 IC が開設予定です。

次に、スライド No.7 で、いなべ市内の都市計画区域の変遷についてご説明いたします。

都市計画区域については、旧員弁町には昭和 44 年から桑名都市計画区域、旧北勢町には昭和 55 年から北勢都市計画区域、旧大安町には昭和 56 年から大安都市計画区域が定められていました。平成 15 年の合併後においては、それらの都市計画区域は統合されず、当面そのまま存続する方針となりました。

スライド No.8 をご覧ください。

合併時に都市計画区域が統合されなかったのは、都市計画区域それぞれの性質が異なるためです。

旧員弁町に指定されている桑名都市計画区域は区域区分を定められた線引き都市計画区域。

旧北勢町に指定されている北勢都市計画区域は非線引き都市計画区域。

旧大安町に指定されている大安都市計画区域は非線引きで用途地域が指定されている区域です。

市町村が合併されたときには、都市計画区域を統合することが望ましいところですが、都市計画運用指針において、「区域区分を行っている都市計画区域を有する市町村と、区域区分を行っていない市町村が合併した場合、当面の間それぞれの都市計画区域をそのまま存続させることが考えられる」とされており、いなべ市においてもそれぞれの都市計画区域の状況を勘案し、

一つの行政区域に3つの都市計画区域が併存することとなりました。

次に、スライドNo.10で、いなべ市都市計画マスタープラン上の位置づけについてご説明いたします。

いなべ市のマスタープランの第1章土地利用の方針では、「北勢都市計画区域、大安都市計画区域において区域区分を定めることは、現状の土地利用状況から見ると、当面は難しいものと考えられます。」としており、旧員弁町と都市計画区域を一つにすることについては現時点では難しいと示しています。また、「非線引き都市計画区域である、北勢都市計画区域、大安都市計画区域をいなべ都市計画区域として統合を進めます。」としています。

続いて、スライドNo.11で、三重県としての位置づけをご説明いたします。

当審議会からの答申をうけて平成30年3月に策定しました「北勢圏域マスタープラン」において、北勢圏域における都市計画の目標の中で、一体の圏域形成に向けた方針として、「いなべ市の区域にある3つの都市計画区域のうち、北勢都市計画区域と大安都市計画区域について、統合することを検討します。」としています。

スライドNo.12をご覧ください。

いなべ市内の都市機能の集積と高速道路延伸の状況を踏まえ、いなべ市及び三重県のマスタープランに基づき、いなべ市内の都市計画区域を次のように変更することといたします。

北勢都市計画区域と大安都市計画区域を統合し、「いなべ都市計画区域」に名称を変更します。旧員弁町は桑名都市計画区域としてそのまま存続します。

統合後のいなべ都市計画区域については、区域区分を適用せず、用途地域や特定用途制限地域等の土地利用の規制・誘導を検討し、無秩序な市街化を抑制していくこととします。

スライドNo.13をご覧ください。

今回、都市計画区域を統合することに合わせ、都市計画区域辺縁部において、2つの事項についての見直しを行います。

1つ目は、指定書に記載の地名と都市計画区域図の不整合を修正するものです。都市計画区域は指定書に地名を示し、その境界を都市計画区域図に示すものですが、昭和55年、56年の都市計画区域指定時の図面の精度、字界等の混乱により、指定書に記載の地名と都市計画区域図に一部不整合が生じています。そのため指定書に記載の地名が正しいものとして、都市計画区域図を修正します。

2つ目は、都市計画区域辺縁部の都市計画区域外において都市的土地利用がなされており、その部分を都市計画区域に編入するよう見直します。

スライドNo.14と15の内容をまとめてご説明いたします。

航空写真に新旧の都市計画区域を重ね合わせています。

一つ目の指定書と都市計画区域図の不整合の修正に関し、不整合がある部分を着色しています。

黄色の着色部分が不整合の修正により都市計画区域図上で除外される部分、赤色の着色部分が都市計画区域図上で編入される部分です。

区域から除外される部分と編入される部分には、数軒の建物がありますが、それぞれの法適合を確認しており、各所有者への説明は完了しています。



スライド No.16 をご覧ください。

2 つ目の、区域辺縁部において都市的土地利用がなされているため、土地利用の状況から都市計画区域に編入する部分についてご説明いたします。

対象の部分は一か所のみであり、赤枠で示しています。

スライド No.17 は、先ほどのスライドの赤枠を拡大した航空写真です。

スライド No.18 をご覧ください。

黄色の線が変更前の都市計画区域ですが、当時の作図の精度、字界の混乱により指定書で示す地名とは異なる区域を都市計画区域として示していました。

青色の線は、指定書上の地名で示す都市計画区域の境界です。

このことから、他と同様に区域の見直しを行うと、青色の線が新たな都市計画区域の境界になるところですが、スライド No.19 で赤で塗りつぶした区域は、周辺の工業地と一体的な土地利用を図るため、指定書に地名を追加し、既存開発地として編入いたします。

スライド No.20 をご覧ください。

これまで、ご説明しましたとおり、北勢都市計画区域と大安都市計画区域をいなべ都市計画区域に統合し、名称を変更します。

区域の見直しと面積測量の精度の向上の結果、変更後の都市計画区域の面積は約 4,066ha となります。

引き続き、お手元の議案書についてご説明いたします。

まず、「1812-1～3」は、いなべ都市計画区域の変更の指定書です。次に「1812-4、5」が理由書、「1812-6」が位置図および区域図です。続いて「1812-7、8」が新旧対照表です。

なお、当議案につきましては、関係市のいなべ市から令和 2 年 1 月 2 5 日に異存なき旨の回答をいただいております。

第 1812 号議案の説明は以上でございます。

引き続き、第 1813 号議案の「いなべ都市計画道路の変更」についてご説明いたします。

本議案は、今回の都市計画区域の統合に伴う、北勢都市計画、大安都市計画それぞれの道路の統合および名称の変更についてお諮りするものです。

スライド No.23 をご覧ください。

都市計画区域の統合に伴って、統合前の都市計画区域において既に決定されている都市計画の名称は、統合後の名称へと変更する必要があります。

また、都市計画道路及び下水道は北勢都市計画区域、大安都市計画区域それぞれに決定されており、それらを一つに統合する必要があります。

スライド No.24 をご覧ください。

今回変更する都市計画道路の一覧です。

1・3・1 号東海環状自動車道と 3・3・1 号東員大安線は、2 つの都市計画区域にまたがって決定されており、それらを一つに統合し、いなべ都市計画道路に名称を変更します。

3・5・2 号員弁大安線については、大安都市計画区域のみに決定されているため名称の変更のみとなります。

スライド No.33 をご覧ください。

1・3・1号東海環状自動車道の変更後は図のとおりです。

起点がいなべ市大安町高柳字村前（むらまえ）、終点がいなべ市北勢町二之瀬字御弁当（おべんとう）となります。

3・3・1号東員大安線の変更後です。

起点がいなべ市大安町高柳字村前（むらまえ）、終点がいなべ市北勢町片樋（かたひ）字大久保となります。

3・5・2号員弁大安線の変更後です。

起点がいなべ市大安町高柳字馬置（うまおき）、終点がいなべ市大安町石樽東字北野です。

以上が、都市計画道路の変更後の内容です。

なお、それぞれの変更において、統合に係るもの以外に位置、延長等の変更はありません。

引き続きお手元の議案書についてご説明いたします。

まず、「1813-1～3」は、いなべ都市計画道路の変更の計画書です。次に「1813-4～7」が新旧対照表です。続いて「1813-8」が位置図、「1813-9」以降が計画図です。

なお、当議案につきましては、関係市のいなべ市から令和2年11月25日に異存なき旨の回答をいただいております。

第1813号議案の説明は以上でございます。

引き続き、第1814号議案の「桑名都市計画、四日市都市計画及びいなべ都市計画下水道の変更」についてご説明いたします。

本議案は、今回の都市計画区域の統合に伴う、北勢都市計画、大安都市計画それぞれの下水道の統合についてお諮りするものです。

スライド No.36 をご覧ください。

今回変更する内容は、北勢沿岸流域下水道（北部処理区）が、広域的に、桑名都市計画、四日市都市計画、北勢都市計画そして大安都市計画それぞれに都市計画決定されている中で、北勢都市計画分と大安都市計画分を統合し、いなべ都市計画北勢沿岸流域下水道（北部処理区）として名称を変更するものです。

スライド No.37 をご覧ください。

2つの都市計画に決定されているものを統合したものがこちらになります。

今回の変更において統合に係るもの以外に変更はありません。

以上で第1814号議案に関するスクリーンを用いた説明を終わりますが、引き続きお手元の議案書についてご説明いたします。

まず、「1814-1、2」は、桑名都市計画、四日市都市計画及びいなべ都市計画下水道の変更の計画書です。次に「1814-3」が新旧対照表です。続いて「1814-4」が位置図です。

なお、当議案につきましては、関係市のいなべ市から令和2年11月25日に異存なき旨の回答をいただいております。

第1814号議案の説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

**○議長：松本会長**

はい。ありがとうございました。

それではただいまの説明に対しましてご質問ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

※ 村山委員、「質問・意見」の紙を表示

**○議長：松本会長**

はい。

村山先生お願いいたします。

**○村山委員**

すいません村山です。

スライド19ですけれども、出していただけますでしょうか。

都市計画区域の変更で、19です。

土地利用の実態に合わせて赤で塗られた部分を、都市計画区域に含めるというご提案なのですが、航空写真を見ますと、今赤く塗られている敷地のもうちょっと北まで、都市的な土地利用がありそうなのですが、この上の部分を入れない理由は何でしょうか。

**○事務局：都市政策課 伊藤主査**

はい。お答えさせていただきます。

この外れている部分については別途資材置き場ということで、敷地がちょっと分かれているということで、今回は都市的土地利用はされていないという判断で、この部分は入れなかったということとさせていただいております。

**○村山委員**

そうですか。

ただこの赤い赤く塗ったところの一番北の部分は、なんか同様の資材置き場のような土地利用なので、実質的に一体的なんじゃないかと思うのですけれども。

**○事務局：都市政策課 伊藤主査**

すいません。ちょっと語弊があったかもしれませんが、基本的に今回都市計画区域に入れる部分については、地名地番をベースに区域を設定するという事になってしまうので、おっしゃる通り、一部分は資材置き場として一体的に利用されているように見えますけれども、地名地番で線を引いたときには、このラインとなります。必要最低限の部分を入れたということになります。

**○村山委員**

そうですか、では敷地のこの北三分の一の部分を入れるとなると、地名はもう一つ別の地名を入れる必要があるのですね。

**○事務局：都市政策課 伊藤主査**

そうですね、はい。

ちょっと過大になるので、その部分は必要最低限部分でということろで、ここのラインというところで判断させていただいて、区域として設定させていただいたということです。

**○村山委員**

なるほど。

北の地名の部分も含めるという考え方もあるかなというふうには思います。

これはコメントです。

**○事務局：都市政策課 伊藤主査**

はい。

ありがとうございます。

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございます。

ここの北側は地番界で間違いなかったですか。

筆界とかではないですね。

**○事務局：都市政策課 伊藤主査**

違います、はい。

**○議長：松本会長**

地番界ということですね。

北側の地番界を入れるともっと広大になってしまう。

そういうことですね。

**○事務局：都市政策課 伊藤主査**

はい。

**○議長：松本会長**

はい。ということだそうですね。

ありがとうございました。

あと資材置き場ですので、必ずしも都市的な利用ではないということですね。

はい。その他いかがでしょうか。  
村山先生、よろしかったですか。

**○村山委員**

はい、よくわかりました。  
はい。ありがとうございます。

**○議長：松本会長**

はい。  
その他いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

**○議長：松本会長**

ちょっと私から1点だけ。  
今回いなべ都市計画区域の方に北勢都市計画区域、大安都市計画区域をまぜるということで、両方とも非線引きということですが、非線引きの中でも用途の指定がありと、用途の指定がなしの中で、スライドで言うと12ページですか。

12ページになりますが、いなべ都市計画区域は区域区分を適用せずにということで、ここに区域区分の適用は難しいということですからやむを得ないと思いますが、この後用途地域や特別用途制限地域等の土地利用の規制誘導を検討し無秩序な市街化を抑制するということですが、もう大安都市計画区域の方には用途地域が設定されているということですよ。

ここをどういう形でこの後進めていこうとお考えか、少しそこを補足いただけますでしょうか。

**○事務局：都市政策課 橋井主幹**

はい。確かに今大安都市計画区域には、用途地域ははらせていただいています。  
それは引き続き指定を続けたまま運用していきたいと思っております、その他につきましては、今後の土地利用を見ながら、土地利用の整序が必要だということになれば、用途地域を拡大していく、他のエリアにもはっていくというようなことを考えていきます。  
あるいは、その特定用途制限という形で、一定の誘導を進めたりですとか、そういったやり方もありますので、どういったものが最適なのかというのを見ながら、検討していきたいというふうに考えているということです。はい。

**○議長：松本会長**

はい。ありがとうございます。  
この辺はですね、結構人口もまだ伸びていますし、おそらく開発のポテンシャルもあるところですので、都市計画的に開発が進むように必要な規制、誘導等々行ってもらい必要があるか

など思っております。

その他いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

**○議長：松本会長**

よろしいでしょうか。

それでは特にご異論ないようでございますので、いまから採決に移りたいのですが、まずはこの3議案を一緒に採決させていただくということでよろしいでしょうか。その意味は、一つには反対したいというものなどがあった場合はですね、個別にやりたいと思いますが、まず3議案一括で採決をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

**○議長：松本会長**

はい。ありがとうございました。

それでは第1812号議案「いなべ都市計画区域の変更」、第1813号議案「いなべ都市計画道路の変更」及び、第1814号議案「桑名都市計画、四日市都市計画及びいなべ都市計画下水道の変更」につきまして、原案で異議なしでよろしいでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

※ リモート参加委員、「異議なし」の紙を表示

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございました。

皆様方から異議なしということでございますので、原案が適切と判断いたします。

三重県知事に原案通り答申させていただきます。

**(6) 第1815号議案「いなべ都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における  
建築形態制限の変更」**

**○議長：松本会長**

それでは、続きまして、第1815号議案「いなべ都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築形態制限の変更」につきましてご説明をお願いいたします。

**○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐**

県土整備部建築開発課の阿知和と申します。よろしくお願いたします。

まず、第1815号議案の説明に入ります前に、白地地域の建築形態制限の指定について、制度の概要を簡単に説明させていただきます。

議題の案件名をごらんいただきますと、「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域」とありますが、これを“白地地域”と呼んでおります。

例えば、市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定めている都市計画区域では、市街化調整区域が白地地域にあたります。

区域区分が定められていない都市計画区域では、用途地域が指定されていない区域が白地地域になり、用途地域の指定が全くない都市計画区域では、都市計画区域の全域が白地地域ということになります。

次に建築形態制限についてですが、これは地域の土地利用の状況に応じた規制・誘導を図る目的で、敷地面積や前面道路の幅員に対応して建築物の大きさや高さを制限するものです。ここでは建蔽率制限、容積率制限、道路高さ制限、隣地高さ制限の4つを総称して「建築形態制限」と呼んでいます。

この白地地域の建築形態制限は、建築基準法の規定により、建築物の確認審査や検査等を行う特定行政庁が、土地利用の状況等を考慮してその数値を全ての白地地域について指定するよう定められています。今回ご審議いただくいなべ市では特定行政庁が設置されていないため、三重県が指定することとなります。

また、数値を決定する際には、都道府県の都市計画審議会の議を経る必要があるため、今回ご審議いただくものです。

以上が制度の概要になります。

それでは、第1815号議案の「いなべ都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築形態制限の指定の変更」について説明させていただきます。

スクリーンではいなべ都市計画区域を表示しており、緑色と桃色で塗られた部分が白地地域となっています。灰色で塗られた部分は、用途地域が指定されている区域です。

これまでの白地地域の建築形態制限としては、桃色で塗られた北勢都市計画区域においては、容積率200%、建蔽率70%、道路高さ制限1.5、隣地高さ制限2.5としており、緑色で塗られた大安都市計画区域においては、容積率200%、建蔽率60%、道路高さ制限1.5、隣地高さ制限1.25としております。

今回、北勢都市計画区域と大安都市計画区域が統合されるのに合わせ、白地地域の建築形態制限の指定の変更を行うもので、それぞれの都市計画区域の従前の指定内容を継承することとします。また、今回新たに都市計画区域に編入される箇所については、それぞれ、北勢町、大安町の区域としての基準を指定いたします。

画面は今回の建築形態制限の指定値を表示しており、青色の括弧書きの箇所が変更前の指定値となっています。

今回の変更は、都市計画の統合に伴う地区名の変更及び都市計画区域の変更に伴う白地地域の面積の増減となっております。

以上で、第1815号議案の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございました。

それではただいまのご説明に対しましてご質問ご意見等ございましたらいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

※ 特段の声なし

**○議長：松本会長**

特にございませんでしょうか。

※ 特段の声なし

**○議長：松本会長**

では1点だけ私の方から、これ、ひとまずはそれぞれを踏襲していくという、こういう形でやむを得ないと思いますが、今後どんな形を、先ほど特別用途等々張っていくとか、いうことも説明ありましたが、この辺の白地について、全体としては、例えば両方を一緒にしていくとかですね、そういうことはないですかね。

要は統合された中で、どうしてあちらの方が、建蔽が、容積が高いのかという話が出てくるのではないかなと、そしたらゆるい方の基準に合わせたほうがいいのではないかなとかですね、そんな意見も出てくるかと思いますが。ちょっと今後の展望をお話いただけますか。

**○事務局：建築開発課 阿知和課長補佐**

特定行政庁のサイドとしてなかなか、お答えできることは限られているのかなとは思いますが、やはりおっしゃる通りですね、線を跨いだら隣はゆるいという状況が存在することになるわけですから、やはり今後の土地利用等々の状況のあり方は、いなべ市の都市計画部局、共々ですね、検討いただくというところが筋なのかなというふうには考えております。

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございます。そういったところは地元の方々に当然こう考えただけならばと思いますが、何か方針はですね、お示しいただいて、望ましい方向に進んでもらうようにということで、協議いただければと思っております。

ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

※ 「なし」との声あり

**○議長：松本会長**

よろしいでしょうか。



※ 特段の声なし

**○議長：松本会長**

はい。それでは特にご異議ないということだと思しますので、原案が適切であることと判断することに関しまして、ご異議ございませんでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

※ リモート参加委員、「異議なし」の紙を表示

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございます。皆様方ご異議なしということでございますので、原案が適切であると判断いたします。

それでは特定行政庁三重県知事に原案通り答申させていただきます。

**(7) 第 1816 号議案「四日市都市計画区域区分の変更」**

**○議長：松本会長**

続きまして 1816 号議案「四日市都市計画区域区分の変更」につきまして事務局からご説明お願いいたします。

**○事務局：都市政策課 藤森課長**

それでは、第 1 8 1 6 号議案につきまして、ご説明いたします。

ご審議いただきますのは、「四日市都市計画区域区分の変更」でございます。

まず、当議案における説明の流れについて、議案説明用資料 スライド No.2 をご覧ください。

はじめに、当議案であります四日市都市計画の区域区分の変更についてご説明いたします。

今回の変更は、区域区分の定期見直しに伴う、新たな計画期間における人口フレームの設定において、保留人口を新たに設定するものです。

これには、区域区分の変更の手続きが必要であり、今回、ご審議いただく案件となっております。

なお、四日市都市計画区域以外の 4 つの線引き都市計画区域については、保留人口を設定しないため、このことに伴う区域区分の変更の手続きは不要となります。

しかしながら、住民への説明責任と情報開示の観点から、保留人口を設定しないことに基づいた検討結果を説明する必要があると考えます。

また、国との協議においても、そのようにすべきとの見解が示されておりますので、四日市都市計画の区域区分の変更について説明した後、その他の線引き都市計画区域における区域区分の見直し状況について、ご説明させていただきます。

それでは、四日市都市計画区域区分の変更について、スライド No. 3 をご覧ください。

現行の線引き都市計画区域の区域区分における計画期間は、目標が 2020 年（令和 2 年）であるため、今回、2020 年を基準年次とし、10 年後の 2030 年を目標年次として定期的見直し

を行います。

次のスライド No. 4 は、見直し後の人口フレームの概要です。四日市都市計画区域内の人口は 2020 年をピークに減少すると見込まれ、2030 年の市街化区域内人口は 30 万 7 千人と推計されます。一方、2030 年の市街化区域内の収容可能人口は、30 万 5 千人と推計され、およそ 2 千人が「保留人口」となります。

ここから、保留人口の算定方法について、お手元のスライド No.6～8 の内容をまとめてご説明いたします。

まず、2030 年の市街化区域の将来人口の算出過程についてご説明します。

2030 年の市街化区域の将来人口を算出するためには、最初に、2030 年の行政区域の将来人口を求めます。

算出に当たっては、国立社会保障・人口問題研究所による推計値から引用して求めます。

次に、行政区域の将来人口の内数である都市計画区域の将来人口を算出し、さらに、その内数である市街化区域の将来人口を算出いたします。

それぞれの将来人口は、2015 年の人口比率により按分して求めることとなります。

その結果、2030 年の市街化区域の将来人口は、306,568 人となります。

次に、四日市都市計画区域の、既存の市街化区域の 2030 年における収容可能人口について、お手元のスライド No.10～16 の内容をまとめてご説明いたします。

それぞれの可住地における収容可能人口は、世帯あたりの人員変化率、農地転用率、人口密度等を考慮し算出されます。

これらを合計して、既存の市街化区域の 2030 年の収容可能人口を 304,317 人と設定します。

以上のことから、スライド No. 17 のとおり、2030 年の市街化区域の将来人口は 306,568 人、既存の市街化区域の 2030 年の収容可能人口は 304,317 人で、その差 2,251 人が保留人口となります。

次に、スライド No.19 で、四日市都市計画区域以外の線引き都市計画区域の区域区分の見直し状況について、ご説明いたします。

こちらは、先ほど四日市都市計画で説明いたしました方法によって算出した、各線引き都市計画区域における 2030 年の市街化区域の将来人口及び既存の市街化区域の 2030 年の収容可能人口をまとめた表になります。

各都市計画区域内における、2030 年の市街化区域の将来人口が、既存の市街化区域の 2030 年における収容可能人口を下回る結果となっています。

つまり、2030 年の市街化区域内の人口は、基準年の市街化区域内にすべて収容することが可能ということになります。そのため、「保留人口」は設定しません。

以上で、スクリーンを用いた説明を終わりますが、引き続きお手元の議案書につきましてご説明いたします。

まず、「1816-1」は、四日市都市計画の変更の計画書です。次に「1816-2」は、新旧対照表です。続いて「1816-3」が理由書でございます。

なお、当議案につきまして、都市計画の案を令和 2 年 10 月 13 日から 27 日までの間、縦覧しましたところ、意見書の提出はありませんでした。

また、関係市町である、四日市市、菰野町、朝日町、川越町及び鈴鹿市からは、当議案について、異存なしとの回答をいただいております。

以上で、第1816号議案の説明を終了させていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございました。

それではただいまのご説明に対しまして、ご質問ご意見等ございましたらいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

※ 「なし」との声あり

※ リモート参加委員、「異議なし」の紙を表示

**○議長：松本会長**

よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

**○議長：松本会長**

はい。では特にご質問ご異論、ご意見等ございませんようですので、第1816号議案「四日市都市計画区域区分の変更」につきまして、原案が適切であることと判断することに関しましてご異議なしでよろしいでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

※ リモート参加委員、「異議なし」の紙を表示

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございました。

皆様方からご異議なしということでございますので原案が適切であると判断いたします。

三重県知事に原案通り答申いたします。

**(8) 第1817号議案「松阪都市計画区域区分の変更」**

**○議長：松本会長**

続きまして第1817号議案「松阪都市計画区域区分の変更」につきまして事務局からご説明お願いいたします。

**○事務局：都市政策課 藤森課長**

それでは、第1817号議案につきまして、ご説明いたします。

ご審議いただきますのは、「松阪都市計画区域区分の変更」でございます。

議案説明用資料スライド No.2 をご覧ください。

今回変更する区域区分の箇所は、船江・大塚町地区と天花寺（てんげいじ）テクノランド地区の 2 つの地区です。

このうち、船江・大塚町地区は、市街化区域に隣接し、地区計画により計画的な市街化が見込まれる区域であり、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街化区域に編入するものです。

また、天花寺テクノランド地区は、都市計画図書上の行政界の一部を誤って表記していたことに合わせて、市街化区域の除外、および市街化区域への編入を行います。

次に、スライド No.4 で今回の変更箇所の位置をご説明いたします。

「船江・大塚町地区」は、松阪市役所から北方向に約 2 km 離れた位置にあります。

「天花寺テクノランド地区」は、一志嬉野 IC から北方向に約 100m 離れた位置にあります。スライド No.7 をご覧ください。

変更箇所の具体的な内容について、それぞれ地区ごとに、ご説明いたします。

まず、船江・大塚町地区ですが、赤枠の範囲が今回市街化区域に編入する区域です。

当該区域は、国道 166 号の幹線道路沿道に立地している大規模集客施設に隣接する駐車場として造成整備されています。

大規模商業施設は市街化区域内にありますが、今回の編入区域である駐車場は、市街化調整区域に位置しており、大規模商業施設と一体利用が図られています。

この大規模集客施設は、建設から約 30 年が経過し、多様化する消費者ニーズに対応するため、民間事業者による新たな施設整備が計画されています。

スライド No.8 をご覧ください。

今回の編入区域を含めた緑色の着色範囲について、施設整備が計画されています。

また、同じ範囲について松阪市が地区計画を策定する予定です。

その内容は、一体的な民間開発により、商業施設のほか、市民のための公共施設や公園、治水対策施設などを適正に配置し、整備を図ることで、当該区域において、日常生活利便性の維持、地域防災への貢献、周辺環境への調和のとれた合理的な土地利用を図ることを目標とするものです。

スライド No.11 をご覧ください。

船江・大塚町地区については、大規模集客施設の駐車場として既に土地利用がなされ、地区計画に沿った計画的な面整備が実施予定であるため、当該区域を、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街化区域に編入することとしました。

次に、天花寺テクノランド地区について、スライド No.23 および 24 の内容をまとめて、ご説明いたします。

当該地区は、平成 11 年に市街化区域に編入しましたが、その際、都市計画図において、黄色の線のように誤った表示がなされていました。

今回の変更で、緑色の本来の行政界に修正し、修正後の行政界にあわせて、区域区分の境界を変更いたします。

水色の範囲が、当該区域区分の変更により市街化区域から除外される範囲で、赤色の範囲が、市街化区域へ編入される範囲となります。

なお、天花寺テクノランド地区に関する変更については、図面上の間違いを修正するのみであり、実際の土地への制限は正しい行政界によって運用されていますので、今回の変更の前後で土地利用の制限に変わりはありません。

スライド No.25 をご覧ください。

以上のとおり、天花寺テクノランド地区については、都市計画図上の行政界の修正に合わせて、市街化区域の除外、および市街化区域への編入を行います。

以上で、スクリーンを用いた説明を終わりますが、引き続きお手元の議案書につきましてご説明いたします。

まず、「1817-1」は、松阪都市計画区域区分の変更の計画書です。

次に「1817-2」は、新旧対照表です。

続いて「1817-3、4」が理由書、「1817-5、6」が位置図、そして「1817-7」以降が計画図でございます。

なお、当議案につきまして、都市計画の案を令和2年10月13日から27日までの間、縦覧しましたところ、2通の意見書において4件の意見がございました。

また、松阪市からは、当議案について令和2年11月27日に異存なしとの回答をいただいております。

ここで、提出されました意見書の内容と都市計画決定権者としての三重県の見解について、ご説明いたします。

お手元の参考資料「意見書の要旨と見解」の2ページ目をご覧ください。

これらのご意見につきましては、区域区分の変更と同時に松阪市において決定する地区計画に関する内容を含めてのご意見となっております。

意見①をご覧ください。

4行目で、「施設整備に係る地権者全員から同意が得られている状況、に関して」少し飛んで下から3行目、「同意をとってあるのであれば、手続き的に素案の前に行われていることに相当な違和感があります。」という内容のご意見でした。

このご意見に対しまして、右側の欄に都市計画決定権者の見解をお示ししています。

2段落目をご覧ください。

今回の場合においては、発意者である松阪市が、県へ決定要請を行う前に、住民説明会を開催しています。その後、自治会、地権者から同意を得た上で、素案の縦覧を行い、意見書の提出がなかったことから公聴会は開催していません。

よって、議案修正の対象とはいたしません。

意見②をご覧ください。

4行目で、「おおむね許可基準を満たすものとして、に関して」少し飛んで、最後の段落、「市役所建設部内において事前協議が行われているか建築開発課等に確認したところ、具体的な数値を基にした事前相談・協議は行われていない」という内容のご意見がございました。

このご意見に対しまして、右側の欄をご覧ください。

地区計画については、松阪市で決定されるものであり、地区内に計画される道路については、将来管理する市・開発事業者と協議・了解を得ていることを確認していますので、問題ないと考えています。

よって、議案修正の対象とはいたしません。

次ページの意見③をご覧ください。

4行目で、「当該地域における恒常化する浸水区域の改善を行う、について」少し飛んで2段落4行目、「現在恒常的に浸水している区域は県道六軒(ろっけん)鎌田(かまた)線沿線にある”百々(どど)川(がわ)3号・4号雨水幹線合流部流域”であるため、開発許可を受けて雨水施設整備を行っても、浸水改善の直接的な効果は皆無である。」という内容のご意見でございました。

このご意見に対しまして、右側の欄をご覧ください。

理由書に記載の「当該地域における恒常化する浸水区域の改善を行う」という部分が示すエリアは広範囲であり、当該編入区域及びご意見にある大塚(おおつか)町・久保田(くぼた)町周辺はそのエリアに含まれています。

今回の区域区分並びに地区計画において改善を見込んでいる箇所は、当該編入区域周辺に係るものだけと考えています。

よって、議案修正の対象とはいたしません。

意見④をご覧ください。

3行目で、「地区計画区域の外周に農地を所有している方々に対して、概要説明は行われなかったか。疑問があります。」という内容のご意見でございました。

このご意見に対しまして、右側の欄をご覧ください。

地区計画区域の外周に農地を所有している方々へは、素案縦覧により、意見書を提出できる環境が整えられていたことから手続きとして問題ないと考えています。

よって、議案修正の対象としません。

以上で、第1817号議案の説明を終了させていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

#### ○議長：松本会長

はい、ありがとうございました。

それではただいまのご説明に対しましてご質問ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

#### ○議長：松本会長

よろしいでしょうか。

すみません私の方から確認だけさせていただきます。

松阪の場合はもう人口フレームは保留がないということだったと思います。

今回は商業施設だということですが、用途としては準工となるような感じだと思いますが、

そういう意味では、住居等々の建設も可能になると思いますが、地区計画の具体の中身がちょっとわからないのですが、その辺どんな形で地区計画が打たれるご予定なのでしょうか。

**○事務局：都市政策課 伊藤主査**

お答えさせていただきます。

地区計画の内容については、スライドで説明させてもらったとおりなのですが、もう少し具体的に言わせていただきます。

用途の制限といたしましては、基本的には商業施設と、あとは公共公益施設ですね、主にこの2点について制限がかけられていると。

その中で住居は排除されているということで、地区計画の規制の中で、そういった一定の誘導が図られていくということで人口は張りつかないということで、そういう制限内容にさせていただいているということで聞いております。

**○議長：松本会長**

これ準工ですから、一般の住居などに、地区計画で多くの数の建築物に対する建築制限をかけるってことですか。

**○事務局：都市政策課 伊藤主査**

準工なので先ほどおっしゃっていただいたように住居系もいけると思うのですが、その中で、プラスで地区計画の中の、用途の制限の中で、あくまで商業施設と公共公益施設しか駄目ですよというような制限内容にしているということですね。

**○議長：松本会長**

なるほど、建てられるものを明示しようとしているわけですね。

**○事務局：都市政策課 伊藤主査**

はい、これ以外はありませんよというような制限の内容にさせていただいているということで、聞いております。

**○議長：松本会長**

なるほど、はい、わかりました。

それから、今時代としてはコンパクトプラスネットワークということで、施設等々もですね、集積させようということが各自治体で進んでいるかと思えます。

きっと松阪市さんでも進んでいるかと思いますが、念のためお聞かせください。

この地区というのは、都市施設誘導区域等々に設定されている範囲なのかどうか、一応お聞かせいただければと思います。

あるいは立地適正化計画がそもそも策定されていないということであればそれでも構いませんが、いかがでしょうか。

**○事務局：都市政策課 橋井主幹**

松阪市におきましては、立地適正化計画は定められております。

この付近におきましては、166号線の、準工業地域ということで、住居もございます。

この付近も含めまして、居住誘導区域ということで、引き続き、お住まいいただける場所というふうに、市の方針としても定めてございます。

その方々にとっての、日常生活に必要な商業施設などがここにあるということで、欠かせないものと考えておりますので、引き続きここにあることについて、問題ないというふうに考えております。

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございます。

居住誘導区域に入っていて、居住に必要な施設というような位置付けでということですね。

はい。わかりました。

ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

**○議長：松本会長**

よろしいでしょうか。

それでは特にご異論なかったようでございますので、この第1817号議案、「松阪都市計画区域区分の変更」につきまして、原案通り承認することに対しましてご異議なしということでよろしいでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

※ リモート参加委員、「異議なし」の紙を表示

**○議長：松本会長**

はい。

どうも皆様方ありがとうございました。

皆様方から異議なしと言っていただきましたので、原案が適切であると判断いたします。

三重県知事に原案通り答申いたしたいと思っております。

ありがとうございました。

またここで10分程度休憩したいと思います。

**○事務局：都市政策課 藤森課長**

25分までお願いいたします。



**○議長：松本会長**

はい。では 25 分まで、3 時 25 分まで、またここで小休憩としたいと思います。  
では皆様方また 3 時 25 分にご参集ください。

※ 10 分休憩

**(9) 第 1818 号議案～第 1827 号議案「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」**

**<参加人数の確認>**

**○議長：松本会長**

それでは時間になりましたし、皆さんおそろいですので会議を再開したいと思います。  
では参加委員の人数につきまして事務局からご報告をお願いいたします。

**○事務局：都市政策担当 向井次長**

はい。参加人数に変更はございませんので、引き続きご審議をよろしくをお願いいたします。

**○議長：松本会長**

はいありがとうございました。

**<議案の説明方法について>**

**○議長：松本会長**

それでは続きまして、残りの議案ということになります。

1818 号議案から 1827 号議案は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる「区域マスタープラン」の変更に関する議案でございます。

当議案につきまして、事務局から議案の説明方法についてご提案をお願いいたします。

**○事務局：都市政策課 藤森課長**

それでは、第 1818 号議案から第 1827 号議案の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」略して「都市計画区域マスタープラン」でございますが、この変更に関する議案の説明の仕方について、ご提案させていただきます。

これら全ての議案が都市計画区域マスタープランの内容でございますので、まずは共通する全体概要等について、ご説明させていただき、その後、第 1 章の都市計画の目標が共通する圏域ごとを一括して説明し、ご審議いただくということでいかがでしょうか。具体的には、北勢圏域の 5 区域を一括で説明し、ご審議いただき、その後引き続き、中南勢圏域の 5 区域を一括で説明し、ご審議いただくという順でございます。

**○議長：松本会長**

今ご提案いただきました、まずは全体説明を行いまして。そのあと圏域ごとを一括してご説明していただくと。

それから議決の方法については、その都度また皆さんにお諮りしますが、先ほどと同じように、もし、全体を通して同じ異議ありか異議なしかということであれば、一括でお願いしたいと思いますし、個別が必要であれば個別にしたいと思います。そのような形で進めさせてもらってよろしいでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

## ○議長：松本会長

はい。どうもありがとうございました。

それではまずは、区域マスタープランの全体概要説明、続けて北勢圏域の区域マスタープランとなります、1818号の桑名、1819号四日市、1820号鈴鹿、1821号いなべ、1822号亀山の区域マスタープランについて、一括のご説明ということでお願いしたいと思います。

## <全体概要説明>

### ○事務局：都市政策課 藤森課長

それでは、都市計画区域マスタープラン全体概要についてご説明いたしますので、議案説明用資料のインデックス「1818～1827」をお願いいたします。1ページ目のタイトルが「三重県都市計画区域マスタープランの改定について」と記載された資料をご覧ください。

今回付議いたします都市計画区域マスタープランにつきましては、本年3月の都市計画審議会で、中間報告をさせていただきましたが、それと内容が重複いたしますので、今回、基本的な説明は省略させていただきます。

都市計画区域マスタープランの構成につきましては、1ページ下の四角囲みに記載した通りです。

2ページをお願いいたします。

改定に向けてのこれまでの取り組みにつきましてご説明申し上げます。

3段落目をご覧ください。北勢・中南勢圏域にある11の都市計画区域、内訳としまして、5つの線引き都市計画区域と6つの非線引き都市計画区域があり、これらにつきましては本年3月の当審議会に素案の報告を行った後、パブリックコメントの募集、国等関係機関との協議、案の公告縦覧が完了したため、本日の都市計画審議会に付議させていただきました。

2ページの下に参考としまして、各圏域に属する都市計画区域を記載しておりますが、このうち前半の二重丸をつけた2つの圏域が今回の対象となります。

3ページをお願いいたします。都市計画区域マスタープラン改定のポイントについてご説明いたします。

(1)をご覧ください。都市経営、都市防災、都市活力の3つの変革の観点を踏まえて、それぞれの方針を記述しました。

(2)をご覧ください。「圏域マスタープラン」に位置付けられた基本理念と、新しく整理し直した拠点をもとに、特色ある集約型都市構造の形成をめざして、都市計画区域マスタープランを改定いたします。各圏域の基本理念や拠点については後ほど、各圏域単位でご説明を申し

上げます。

4の改定スケジュールをご覧ください。

右側太枠の「北勢・中南勢圏域内の11の都市計画区域」につきましては、令和2年12月である、本日の審議会に付議しております。

都市計画区域マスタープランの全体概要についての説明は以上でございます。

## <第1818号議案～第1822号議案「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更〔北勢圏域〕」>

### ○事務局：都市政策課 藤森課長

引き続き、一括審議をお願いいたします北勢圏域の「第1818号議案 桑名都市計画」、「第1819号議案 四日市都市計画」、「第1820号議案 鈴鹿都市計画」、「第1821号議案 いなべ都市計画」、「第1822号議案 亀山都市計画」についてご説明申し上げます。

資料は、A3サイズの5ページから11ページになります。

5ページと6ページは、北勢圏域にある5つの都市計画区域マスタープランのそれぞれ第1章にあたる部分でございます。これはすでに改定済の北勢圏域マスタープランの概要となるもので、ここでは、各圏域の都市計画の理念と各種拠点についてご説明させていただきます。

7ページ以降は、1区域につき、1ページの資料となっております。都市計画区域マスタープランの第2章、第3章となる土地利用規制の基本方針と、主要な都市計画の決定方針を示す内容となっております。

それではまず5ページにお戻りください。

5ページの右上部に、「都市計画の理念」を、記載しており、「未来に向けて新しい価値を創造するまち」としています。

次に左上の四角囲みをご覧ください。

中間報告からの変更箇所を緑色でハッチングしており、四日市都市計画区域を構成する市町に、「鈴鹿市の一部」を追記いたしました。これは、今年度になって告示修正を行った内容を反映したものです。鈴鹿市に隣接する四日市市南部の開発団地内において、区画整理により鈴鹿市として登記された土地がありました。この土地を四日市都市計画区域内として位置づけましたが、都市計画決定告示の際、地名表示がされていなかったため、今回改めさせていただいたものです。

続いて6ページをお願いします。

左の表には広域拠点、交流拠点、防災拠点、地域拠点を記載しております。

変更点といたしまして、広域的な防災拠点の桑名市の欄に、「桑名市総合医療センター」を追加しております。

これは、欄外の下注3にございますように、三重県地域防災計画に位置づけがある施設を、広域的な防災拠点として位置づけているところございまして、令和元年度末の改定で、桑名市総合医療センターが三重県地域防災計画に位置付けられたことから、反映したものでございます。

右の北勢圏域将来都市構造図には、桑名市総合医療センターも含め、それぞれの拠点位置を

明示しております。

次に7ページをお願いいたします。

桑名都市計画区域でございます。

まず、ページの中央下の凡例をご覧ください。

このページには、都市経営、都市防災、都市活力の3つの変革の観点を盛り込んでおり、都市経営の観点にあたる方針には、青の実線、都市防災の観点にあたる方針には、赤の波線を、都市活力の観点にあたる方針には、緑の点線をそれぞれ引かせていただいております。また中間報告からの変更箇所は緑色で、その区域の特徴となる内容につきましては、黄色で示しております。

ここからの各区域につきましては、中間報告からの変更点を中心に、ご説明申し上げます。なお、3つの変革の観点については、中間報告からお示ししている箇所や方針に変更がないことから、説明を省略させていただきます。

まず、区域の特徴となる内容の主なものをご説明します。

左下の『市街地開発事業に関する方針』をご覧ください。

「桑名駅周辺地区については、引き続き土地区画整理事業を実施し、中心市街地の活性化と良好な居住環境の形成を図る。」という方針を示しました。

次に、中間報告からの変更点をご説明いたします。

左下の『都市施設の整備に関する方針』の5行目をご覧ください。

「周辺の整備に加え、バスロケーションシステム等、利用促進に資するシステムの拡大について検討します。」に変更しております。「周辺の整備について検討する」としておりましたが、バスの走行位置が分かるバスロケーションシステムなど、ソフト面の利用促進に資する取り組み例とその方針を追記しました。

また、その2行下をご覧ください。「バス路線やコミュニティバスの維持・充実、デマンドシステム（バス、タクシー）等の導入について検討する。」に変更しております。コミュニティバスについては、「導入について検討する」としておりましたが、一部導入されたことに伴い、変更するものでございます。

また、右上の『地域の特性に応じて定めるべき事項』につきまして、「地震・津波・洪水・高潮等の災害リスクの高い区域については、」に変更しております。水防法に基づき高潮浸水想定区域が公表されたことを反映し、災害ハザードとして「高潮」を新たに追加したものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

四日市都市計画区域でございます。

区域の特徴となる内容の主なものをご説明します。

左下の『都市施設の整備に関する方針』の交通施設の2行目をご覧ください。

「本区域の総合交通体系の要である近鉄四日市駅・四日市あすなろう鉄道あすなろう四日市駅及びJR四日市駅周辺の駅前広場整備等交通結節機能や都市機能の充実を図る。」という方針を示しました。

次に、中間報告からの変更点をご説明いたします。

一番上のオレンジ色の帯において、都市計画区域名と構成する市町をお示ししていますが、5 ページの圏域の概要で変更箇所をご説明したとおり、鈴鹿市の一部を新たに追加いたしました。

左下の道路の2行目をご覧ください。

「北勢バイパス、鈴鹿四日市道路の整備を促進します。」に変更いたしました。鈴鹿四日市道路が新規事業化されたことに伴い、新たに追加するものでございます。

また、右上の『地域の特性に応じて定めるべき事項』をご覧ください。桑名都市計画区域同様に災害ハザードの高潮を追加いたしました。

次に、9 ページをお願いいたします。

9 ページは、鈴鹿都市計画区域でございます。

区域の特徴となる内容の主なものをご説明します。

左下の『都市施設の整備に関する方針』の「道路」をご覧ください。

「高速道路へのアクセス強化及び鈴鹿市と亀山市の連携強化に資する鈴鹿亀山道路について、整備を推進する。」また、3行目後半には、「鈴鹿四日市道路、中勢バイパスの整備を促進する。」という方針を示しました。

次に、中間報告からの変更点をご説明いたします。

左下の『都市施設の整備に関する方針』の5行目をご覧ください。

周辺の整備に努めるとしておりましたが、バスロケーションシステムなど、ソフト面の取り組み例とその方針を追記しました。

さらにその下で、「鈴鹿市地域公共交通計画の策定を通じ、バス路線やコミュニティバスの維持・充実、デマンドシステム（バス・タクシー）等の導入について検討する。」と変更しております。鈴鹿市の交通に関する計画名称が地域公共交通総合連携計画としていましたが、新たに計画策定に向け取り組まれている状況を踏まえて修正しました。

コミュニティバスについては、桑名都市計画同様、一部導入されたことに伴い、変更するものでございます。

ここで、別添の3枚をホッチキスで綴じた「議案修正資料」をご覧いただきたいと思います。これには、先に配布していましたが、修正する箇所のページを綴っています。1枚おめくりいただき、修正後の鈴鹿都市計画区域23ページをご覧ください。

下から3行目の計画名称を、地域公共交通網形成計画から地域公共交通計画に修正いたしました。これは、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、令和2年11月27日に施行となりました。改正内容の一つとして、地方自治体が今後作成する計画の名称は、「地域公共交通計画」となったことから、これを反映したものです。3ページ目には、新旧対照表をつけております。

では、議案説明用資料の9ページにお戻りください。

引き続き、中間報告からの変更点をご説明しますので、道路の3行目をご覧ください。

「機能強化に向け鈴鹿四日市道路、中勢バイパスの整備を促進します。」に変更しております。北勢バイパス、中勢バイパスとしておりましたが、都市計画道路北勢バイパスが鈴鹿四日市道路という名称で事業化されたことを反映いたしました。

また、右上の『地域の特性に応じて定めるべき事項』につきまして、桑名・四日市都市計画と同様に、災害ハザードの高潮を追加いたしました。

10 ページをお願いいたします。

10 ページは、いなべ都市計画区域でございます。

区域の特徴となる内容の主なものをご説明します。

左下の『都市施設の整備に関する方針』の「道路」をご覧ください。

「東海環状自動車道については、圏域外と連携する広域連携軸として、産業やレクリエーション等による交通需要に対応するため、引き続き整備を促進する。」という方針を示しました。

次に、中間報告からの変更点をご説明いたします。

左下の『都市施設の整備に関する方針』の 6 行目をご覧ください。コミュニティバスについては、他区域同様、一部導入されたことに伴い、変更するものでございます。

11 ページをお願いいたします。

11 ページは、亀山都市計画区域でございます。

区域の特徴となる内容の主なものをご説明します。

左下の『市街地開発事業に関する方針』をご覧ください。

「亀山駅周辺地区については、引き続き市街地再開発事業を実施し、中心市街地の活性化と良好な居住環境の形成を図る。」という方針を示しました。

次に、中間報告からの変更点をご説明いたします。

左上の『土地利用規制の基本方針』の 4 行目をご覧ください。

「隣接する鈴鹿都市計画区域や津都市計画区域からの市街化圧力や、」に変更しております。亀山都市計画区域南部において接している津都市計画区域を、新たに追記させていただきました。

左下の『都市施設の整備に関する方針』の 5 行目をご覧ください。システムの導入について検討するとしておりますが、バスロケーションシステムなど、ソフト面の取り組みの例とその方針を追記しました。

その 1 行下をご覧ください。コミュニティバスについては、他区域同様、一部導入されたことに伴い、変更するものでございます。

最後に縦覧結果等をご説明いたします。

縦覧期間は、令和 2 年 10 月 13 日から令和 2 年 10 月 27 日までの 15 日間です。結果につきましては、縦覧者は桑名都市計画区域が 1 名、四日市都市計画区域が 6 名、鈴鹿都市計画区域が 3 名、いなべ都市計画区域が 1 名、亀山都市計画区域が 0 名であり、意見書の提出は、桑名都市計画区域で 1 名の方から 2 件、四日市都市計画区域で 2 名の方から 1 件ずつ提出がありました。関係市町の意見は、特に異存なしとの回答を頂いております。

意見書の内容につきましては、議案説明用資料のインデックス「意見書」のページをお開きください。「意見書の要旨と見解」というタイトルの資料がございますが、そちらの 4 ページをお願いいたします。

まず、桑名都市計画区域でいただきましたご意見とそれに対する都市計画決定権者の見解につきましてご説明を申し上げます。

意見①をご覧ください。

「いなべ市の都市計画の中に、員弁町の都市計画を入れて下さい。」というご意見で、その理由としては、「合併によりいなべ市の中に員弁町は存在します。員弁町の都市計画はいなべ市の都市計画の一部として考えることが、行政上の筋論と考えます。」という内容でございました。

このご意見に対しまして、右側の「都市計画決定権者の見解」の1段落目をご覧ください。いなべ市員弁町は、桑名市や東員町と同様に、中部圏開発整備法における都市整備区域に指定されていることから、都市計画法第7条により、員弁町を含む都市計画区域では、区域区分を定める必要があります。このことから、都市計画の性質が異なるため、いなべ都市計画区域に、いなべ市員弁町を含むことは当面は難しいものと考えています。

よって議案修正の対象とはいたしません。

次に、意見②をご覧ください。

「員弁町の都市計画の中に、大泉駅を中心とした都市計画が必要と考えます。」というご意見で、その理由としては、「大泉駅周辺では住宅は散在する程度、しかし、その近接地は人口増加の現象を呈しています。」、更に下から3行目で、「この姿はこの地域が立地条件の良さを具備していると考えます。」という内容でございました。

このご意見に対しまして、右側の2段落目をご覧ください。ご意見をいただきました大泉駅は、市街化調整区域であることや、都市機能の集積状況、交通アクセス機能など、県が定める拠点の基準を満たしておらず、都市計画区域マスタープランにおける拠点として位置づけておりません。よって議案修正の対象とはいたしません。

続きまして、5ページをご覧ください。四日市都市計画区域でいただきましたご意見とそれに対する都市計画決定権者の見解につきましてご説明を申し上げます。

意見①をご覧ください。

「計画している道路が全く作られていない、なぜなのか?」、更に下から4行目で、「何年には道路作ります位の計画をしたほうがいい。」というご意見でございました。

このご意見に対しまして、右側の欄の通り、都市計画区域マスタープランにおける道路施設の決定方針では、ネットワークを形成する高速道路や国道、県道について、概ね10年以内に整備を予定する主要な道路を示しています。都市計画区域マスタープランに示した道路については、今後、各道路管理者の事業計画に基づき、計画的に整備が進められることとなります。よって議案修正の対象とはいたしません。

次に、意見②をご覧ください。

ここでは、個別道路についての整備要望が数件ございました。さらに、下から2行目で、「計画を立てるのはいいが、実際に道路を作ってほしい。」というご意見でございます。

このご意見に対しまして、右側の欄の通り、都市計画区域マスタープランの道路施設の決定方針については、ネットワークを形成する高速道路・国道・県道について、概ね10年以内に整備を予定する主要な道路を、各道路管理者と協議のうえ示しています。一方、それ以外の道路は、都市計画区域マスタープランにおいて示すことが求められていません。よって議案修正の対象とはいたしません。

以上で、議案説明用資料での説明を終わり、引き続き、お手元の議案書につきましてご説明

いたします。

1818号・桑名都市計画の「計画書」が表紙から29ページまで、その次に「新旧対照表」が1ページから33ページまでとなります。最後のページは「変更理由書」です。

以下、四日市都市計画、鈴鹿都市計画、いなべ都市計画、亀山都市計画において、それぞれ同様の書類を添付しております。

議案の説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございました。

それではただいまの説明に対しまして、質問も一括で承りたいと思います。

ご質問、ご意見、全体に対してでも構いませんし、個別の区域マスに関してでも構いません。

いただければと思いますが、いかがでしょうか。

※ 特段の声なし

**○議長：松本会長**

特にございませんでしょうか。

※ 「なし」との声あり

**○議長：松本会長**

これは委員会等々も策定して、十分ご審議いただきながら、そしてこの場にも諮って意見をいただいて、そしてパブコメをかけてということで、手続きを進めながら、熟度を高め、完成度を高めてということで進んできております。

もしお気づきの点があれば、今ご指摘いただければと思っておりますが、よろしいでしょうか。

※ 「なし」との声あり

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございます。とそれから特にご質問等々もないようでございますので、この後ご承認いただきたいと思っておりますが、これもですね、本来であれば個別にご審議いただいて、ご承認いただくところでございますが、一括でご承認の確認をさせていただくことでよろしいでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

※ リモート参加委員、「異議なし」の紙を表示



**○議長：松本会長**

はい。ありがとうございます。

それでは一括してご承認いただきたいと思っておりますが、今回は、北勢圏域のそれぞれの区域マスということで、1818号議案から1822号議案、桑名、四日市、鈴鹿、いなべ、亀山のそれぞれの「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」に関しまして、原案通りで異議なしということによろしいでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

※ リモート参加委員、「異議なし」の紙を表示

**○議長：松本会長**

はい、どうもありがとうございました。

それでは、皆様方から異議なしといただきましたので、原案通りで承認するというようにしたいと思います。

三重県知事に原案通り答申したいと思えます。

**<第1823号議案～第1827号議案「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更〔中南勢圏域〕>**

**○議長：松本会長**

それでは続きまして、中南勢圏域の1823号議案から1827号議案、津、松阪、安濃、多気、明和の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」ということをご説明をお願いいたします。

**○事務局：都市政策課 藤森課長**

それでは、中南勢圏域の「第1823号議案 津都市計画」、「第1824号議案 松阪都市計画」、「第1825号議案 安濃都市計画」、「第1826号議案 多気都市計画」、「第1827号議案 明和都市計画」についてご説明申し上げます。

資料は議案説明用資料の12ページをお願いいたします。

右上をご覧ください。中南勢圏域の都市計画の理念は、「三重の中枢を担い、世代を超えて育む文化・教育・スポーツのまち」としています。

続いて13ページをお願いします。

左の表には、広域拠点、交流拠点、防災拠点、地域拠点を記載しております。

変更点といたしまして、広域的な防災拠点の津市の欄、3つ目でございますが、三重大学グラウンドと変更しております。三重大学運動競技場としておりましたが、三重県地域防災計画に記載されている名称と齟齬があり訂正いたしました。また、同じく防災拠点の松阪市の欄、最上段で、津松阪港がございます。津松阪港は津市から松阪市に跨りますので、両方に表記しておりましたが、耐震強化岸壁を有する地区は松阪市内の1地区であり、津市内にはございませんでしたので、津市側の表記を削除いたしました。

右の中南勢圏域将来都市構造図には、それぞれの拠点位置を明示しております。

14 ページをお願いいたします。

津都市計画区域でございます。

中南勢圏域の各区域におきましても、北勢圏域の各区域と同様に、3つの変革の観点や、中間報告からの変更箇所及び区域の特徴となる内容について、凡例の通りお示ししています。また、3つの変革の観点については、中間報告からお示ししている箇所や方針に変更がないことから、中南勢圏域においても説明を省略させていただきます。

では、区域の特徴となる内容の主なものをご説明申し上げます。

左上の『土地利用に関する方針』の「商業・業務地」をご覧ください。

「津市役所周辺では、商業・業務機能とあわせ、歴史・文化交流拠点に位置づけた津城跡等、豊富な歴史・文化資源と調和した土地利用を図る。」という方針を示しました。

次に、中間報告からの変更点についてご説明申し上げます。

左下の『都市施設の整備に関する方針』の5行目をご覧ください。バスロケーションシステムについては、システムの導入について検討するとしておりましたが、一部導入されたことに伴い変更するものでございます。

次の行をご覧ください。公共交通の計画が改定されましたので、名称を改めたことと、コミュニティバスについては、他区域同様に、一部導入されたことに伴い、変更するものでございます。

また、右上の『地域の特性に応じて定めるべき事項』をご覧ください。災害ハザードの高潮を追加いたしました。

15 ページをお願いいたします。

松阪都市計画区域でございます。

区域の特徴となる内容の主なものについて、右上の『地域の特性に応じて定めるべき事項』の「地域活力の維持・向上に向けた方針」をご覧ください。

「本区域は、古くからの歴史・文化や商人の町として発展してきており、築き上げられた地域ブランド等の資源と住民により創出される新たな文化を生かした地域づくりを進める。」という方針を示しました。

次に、中間報告からの変更点について、左下の『都市施設の整備に関する方針』の5行目をご覧ください。バスロケーションシステムについては、システムの導入について検討するとしておりましたが、一部導入されたことに伴い変更するものでございます。

次の行をご覧ください。津都市計画同様に、公共交通の計画が改定されましたので、名称を改めました。

また、右上の『地域の特性に応じて定めるべき事項』では、災害ハザードの高潮を追加いたしました。

16 ページをお願いいたします。

安濃都市計画区域でございます。

区域の特徴となる内容の主なものについて、

右上の『地域の特性に応じて定めるべき事項』の「地域活力の維持・向上に向けた方針」をご覧ください。

「布引山地に連なる丘陵地は、都市景観にとって重要な緑であることから、適切な保全や活用に向け、関係機関との調整を図る。緑豊かな田園景観を守るため、無秩序な市街化を抑制し、優良農地を保全する。」という方針を示しました。

次に、中間報告からの変更点について、左上の『土地利用規制の基本方針』の2行目後半をご覧ください。「区域区分を適用せず、特定用途制限地域の指定の検討による土地利用の規制・誘導を進め、」に変更しております。津市の意向や他区域の記載と整合を図り、新たに追記いたしました。

また、左下の『都市施設の整備に関する方針』の5行目をご覧ください。津都市計画同様に、公共交通の計画名称を改めたことと、コミュニティバスについては、一部導入されたことに伴い変更するものでございます。

17 ページをお願いいたします。

多気都市計画区域でございます。

区域の特徴となる内容の主なものについて、左上の『土地利用に関する方針』の「計画的な都市的土地利用の実現に関する方針」の4行目をご覧ください。

「勢和多気 IC 周辺については、開発動向等を見通しつつ都市計画区域の拡大等を検討する。」という方針を示しました。

次に、中間報告からの変更点について、左下の『都市施設の整備に関する方針』の7行目をご覧ください。コミュニティバス、デマンドシステムについては、一部導入されたことに伴い変更するものでございます。

18 ページをお願いいたします。

明和都市計画区域でございます。

区域の特徴となる内容の主なものについて、右上の『地域の特性に応じて定めるべき事項』の「地域活力の維持・向上に向けた方針」をご覧ください。

「本区域では、国史跡である斎宮跡に代表されるような古くからの歴史・文化や自然豊かな海岸線等の地域の特徴を生かし、広域交流やコミュニティの再生に取り組む。」という方針を示しました。

次に、中間報告からの変更点について、左下の『都市施設の整備に関する方針』の6行目をご覧ください。コミュニティバスについては、一部導入されたことに伴い変更するものでございます。

また、右上の『地域の特性に応じて定めるべき事項』では、災害ハザードの高潮を追加いたしました。

最後に縦覧結果等を説明いたします。

縦覧期間は、令和2年10月13日から令和2年10月27日までの15日間です。結果につきましては、縦覧者は津都市計画区域が0名、松阪都市計画区域が6名、安濃都市計画区域が0名、多気都市計画区域が1名、明和都市計画区域が2名であり、意見書の提出はありませんでした。また、関係市町の意見は、特に異存なしとの回答を頂いております。

以上で、議案説明用資料での説明を終わり、引き続き、お手元の議案書につきましてご説明いたします。

1823号・津都市計画の「計画書」が表紙から29ページまで、その次に「新旧対照表」が1ページから、33ページまでとなります。最後のページは「変更理由書」です。

以下、松阪都市計画、安濃都市計画、多気都市計画、明和都市計画において、それぞれ同様の書類を添付しております。

議案の説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

**○議長：松本会長**

はい、ありがとうございました。

それではただいまのご説明に対しまして、ご質問ご意見等ございましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

※ 「なし」との声あり

**○議長：松本会長**

ありがとうございます。

特にございませんでしょうか。

こちらもですね、これまで十分に審議していただきながら、精査を進めたということで、細かな点も、確認いただいているかと思えます。

よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

**○議長：松本会長**

はい。それでは特にご異論、ご質問もございませんので、中南勢圏域のそれぞれの区域マスタープランということで、1823号議案から1827号まで津、松阪、安濃、多気、明和のそれぞれの「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」に関しまして、原案が適切であると判断することでご異議ございませんでしょうか。

※ 「異議なし」との声あり

※ リモート参加委員、「異議なし」の紙を表示

**○議長：松本会長**

はい、どうもありがとうございました。皆様方から異議なしということでいただきましたので、原案が適切であると判断いたします。

三重県知事に原案通り答申させていただきます。

## 6 第196回都市計画審議会予定議案について

### ○議長：松本会長

最後に次回審議会につきまして、事務局からご連絡をお願いいたします。

### ○事務局：都市政策課 大下副課長

次回の第196回三重県都市計画審議会の予定議案について、説明いたします。

例年では、3月の開催となりますが、現在のところ、3月にご審議いただく議案がないことから、次回の審議会は来年7月となる見込みです。

日時につきましては改めて委員の皆様にご案内させていただきます。

なお、今後の状況によりまして、来年3月の審議会開催となった場合も、同様に委員の皆様にご案内させていただきます。

以上でございます。

### ○議長：松本会長

はい、ありがとうございました。

ということでございますが、ただいまの説明に対しましてご質問等ございましたら。

※ 特段の声なし

### ○議長：松本会長

よろしいでしょうか。

あとはないのはないでよろしいのですが、こうやって、やむを得ないとは思いますが、議案がこれだけ重なると結構大変ですので、できるだけまんべんなく審議できるといいなと個人的には思っていますので、ぜひそういうような運営もお願いできればと思っています。

皆様方から何かございましたら。

よろしいでしょうか。

※ 特段の声なし

### ○議長：松本会長

では以上をもちましてすべての議題終了ということになります。

初めての本格的なハイブリッドということで、会場並びにオンラインということでございましたが、皆様方のご協力の結果、何とか無事に終了することができました。

何より事務局の方ですね、準備等々しっかりしていただいた結果だと思っていますので、事務局にも感謝申し上げたいと思います。

どうも皆様方ありがとうございました。

それでは事務局に進行をお返しいたします。

## 7 閉会

### ○司会：都市政策担当 向井次長

はい。ありがとうございました。

松本議長には、議事の進行を本当にありがとうございました。

今日は 21 件という議案数でご迷惑をお掛け致しましたが、委員の皆様にはご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

これもちまして、第 195 回都市計画審議会を終了いたします。

リモート参加の皆様もどうもありがとうございました。

(終)